

## 平成29年村上市議会第4回定例会会議録(第2号)

### ○議事日程 第2号

平成29年12月7日(木曜日) 午前10時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

---

### ○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

### ○出席議員(26名)

1番	小杉武仁君	2番	河村幸雄君
3番	本間善和君	4番	鈴木好彦君
5番	稲葉久美子君	6番	渡辺昌君
7番	尾形修平君	8番	板垣千代子君
9番	鈴木いせ子君	10番	本間清人君
11番	川村敏晴君	12番	小杉和也君
13番	姫路敏君	14番	竹内喜代嗣君
15番	平山耕君	16番	川崎健二君
17番	木村貞雄君	18番	小田信人君
19番	長谷川孝君	20番	小林重平君
21番	佐藤重陽君	22番	大滝国吉君
23番	大滝久志君	24番	山田勉君
25番	板垣一徳君	26番	三田敏秋君

---

### ○欠席議員(なし)

---

### ○地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	高橋邦芳君
副市長	忠聡君
教育長	遠藤友春君
総務課長	佐藤憲昭君

財 政 課 長	田	邊		覚	君
政策推進課長	山	田	和	浩	君
自治振興課長	川	崎	光	一	君
税 務 課 長	建	部	昌	文	君
市 民 課 長	尾	方	貞	一	君
環 境 課 長	中	山		明	君
保健医療課長	信	田	和	子	君
介護高齢課長	小	田	正	浩	君
福 祉 課 長	加	藤	良	成	君
農林水産課長	山	田	義	則	君
商工観光課長	竹	内	和	広	君
建設 課 長	中	村	則	彦	君
都市計画課長	東	海 林	則	雄	君
下水道課長	早	川	明	男	君
水道局長	川	村	甚	一	君
会計管理者	中	村	る	み 子	君
農業委員会 事務局 長	小	川	寛	一	君
選管・監査 事務局 長	佐	藤	直	人	君
消 防 長	長		研	一	君
学校教育課長	木	村	正	夫	君
生涯学習課長	板	垣	敏	幸	君
荒川支所長	小	川		剛	君
神林支所長	鈴	木	芳	晴	君
朝日支所長	岩	沢	深	雪	君
山北支所長	斎	藤	一	浩	君

○事務局職員出席者

事 務 局 長	小	林	政	一
事 務 局 次 長	大	西	恵	子
係 長	鈴	木		涉

午前10時00分 開 議

○議長（三田敏秋君） ただいまの出席議員数は全員です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程により議事を進めますので、よろしくご協力をお願いいたします。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（三田敏秋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の規定によって、2番、河村幸雄君、16番、川崎健二君を指名いたします。ご了承願います。

---

#### 日程第2 一般質問

○議長（三田敏秋君） 日程第2、一般質問を行います。

今定例会の一般質問通告者は14名でした。質問の順序は、配付の一般質問通告書のとおりに行います。本日の一般質問は、5名を予定しております。ご了承願います。

最初に、21番、佐藤重陽君の一般質問を許します。

佐藤重陽君。（拍手）

〔21番 佐藤重陽君登壇〕

○21番（佐藤重陽君） おはようございます。12月定例会一般質問、トップバッターとして務めさせていただきます、新政村上、佐藤重陽でございます。私の一般質問は、質問事項が4点ございます。順次質問させていただきたいと思っております。

まず1点目でございますが、乳幼児の保育料の無償化への取り組みについてということでありませう。若い夫婦が村上市で暮らし、子どもを育てるには大変な覚悟が必要と考えます。市内の一般的な所得を考えると、20代、30代の若い子育て世代は、共稼ぎが必要になるのではないかと考えます。当然子どもは預けることとなりますが、家に両親・祖父母がいなければ保育園・託児施設に預けるしかありません。所得にもよりますが、保育料・託児料は若い子育て世代にとっては大きな負担となり、子どもを授かることにためらいが出てくるのではないのでしょうか。少子化の傾向は、今後も続きます。少子化対策として、子を持つ親の負担を軽減してあげる必要があります。市は、2人目の子どもは保育料を半額に減免、3人目からは無料ですが、現状に合った子育て支援とは言えません。地域の子どもは地域で育てる、村上の子どもは村上で育てるの考えのもと、子育て支援を進めていく必要があります。子どもたちを預かる体制を整えるとともに、親たちが安心して子どもを預けられるよう1人目の子どもから保育料の無償化を進めてはどうかと考えます。市長のお考えをお聞かせください。

2点目でございます。高齢者、要介護者の安全・安心を守る見守り事業の民間委託についてということでございます。ひとり暮らしの高齢者や自宅介護者など、見守りが必要な高齢者や要介護者の見守りサービスを民間企業に委託し、事業の拡充を図るべきと市に提案してきました。その内容は、高齢者、要介護者の日常生活の見守り・管理、健康状態の相談・管理などのサービスを提供することです。高齢者、要介護者が安全に生活できる環境を提供すると同時に、高齢者と離れて暮らす家族や自宅で介護している家族の方にも安心して生活できる環境を提供することができます。費用対効果など担当課で具体的な検討に入っているとのことでしたが、まだ事業提案がなされるには至っていません。私は、このようなサービスの提供により、一部受益者負担が発生しても理解は得られ、費用対効果も高いものと考えます。市長の考えをお聞かせください。

3点目、スポーツによる「まちづくり、人づくり、健康づくり」を進めるため、スポーツ都市宣言を行うことについてということとあります。市民がそれぞれに合ったスポーツを通して「健康寿命を支えるためのスポーツ環境」の整備、陸上、少林寺拳法、剣道などを初めとしたさまざまな「競技スポーツとしての環境」の整備、以前にも質問しましたが、いずれも大切なことだと考えます。しかも、「まちづくり、人づくり、健康づくり」に大きく貢献するものと思います。スポーツ都市宣言を行い、まちづくりの核の一つとしてはどうでしょう。市長の考えをお聞かせください。

4番目、人工芝グラウンド建設についてでございます。これも今までに何度か質疑、意見を申し上げてまいりましたが、サッカー競技が行える人工芝グラウンドの必要性には市長も理解を示し、村上市サッカー協会の方々に建設整備を約束し、生涯学習課に取り組みを指示しました。しかし、具体的な取り組みが見えないまま現在に至っています。そこで、現在までどのように検討されてきたのか、お聞かせください。また今後、人工芝グラウンドの整備をどのように進めていくのか、お聞かせください。

以上でございます。

○議長（三田敏秋君） 市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） おはようございます。それでは、佐藤議員の4項目のご質問につきまして順次お答えをさせていただきます。

最初に1項目め、乳幼児の保育料の無償化への取り組みについて。子どもたちを預かる体制を整えるとともに、親たちが安心して子どもを預けられるよう1人目から保育料の無償化を進めてはどうかとのお尋ねについてでございますが、本市における合計特殊出生率は平成27年度で1.47と人口の自然増が見込まれる2を下回っている状況にあるわけではありますが、この改善を図る策として1人目からの保育料無償化してはどうかといったご提案でございますが、施策としては大いに理解できるとともに、非常に興味深い視点であると思っております。現在本市の制度の基本的な考え方は、子育てに係る経済的な負担から、2人目、3人目を産み育てようといった意識になりにくい状況を

低減するための措置として、保育料を3子以上の世帯に対しまして、第2子は半額、第3子は無料とする多子世帯支援型の支援策を講じているところであります。第1子から全て無料とした場合、保育園入園者からの負担金が見込めなくなるわけでありますので、保育園の運営に係る経費、施設の維持管理のための経費や安全、安心な保育環境を維持するための経費について、新たな財源が必要となるわけであります。以上のことから、本市の財政構造を考慮した場合、直ちにご提案の施策に取り組むことは難しい状況にあると言わざるを得ないと考えております。しかしながら、現在国では人づくり革命の柱である幼児教育、保育の無償化について制度の創設を検討しているところでありますので、国の施策と連携することにより、本市の支援策をさらに拡充することができるのではないかとその動向を注視しているところであります。

次に、2項目め、高齢者、要介護者の安全・安心を守る見守り事業の民間委託について。見守りサービスを民間委託して事業の拡充を図るべきと提案してきたが、一部受益者負担が発生してもサービス提供への理解が得られ、費用対効果の高いものとなるのではないかとのお尋ねについてでございますが、平成27年第3回定例会において佐藤議員より、高齢者、要介護者の安全・安心を守る見守り事業について、民間委託を含めて緊急通報装置の貸与事業のご質問をいただき、他市町村の状況を踏まえ、既存事業との併用も含め本市に合ったシステムの導入を検討し、早急に対応するよう指示したことをお答えをさせていただきました。その後、新たなシステムの導入に向けて検討し、昨年12月に見守り機能を備えた緊急通報事業が実施可能な事業者を選定し、委託契約を締結したところであります。これまでの緊急通報装置は、消防へ直接通報が入っていたわけでありますが、利用者の操作ミスによる誤報などにより、対象者の状況把握を適切に行うことができないなどの不都合を生ずることが少なからずあったところであります。新たな緊急通報装置は、対象者からの通報がノウハウのある委託事業者のコールセンターを経由して消防本部に通報され、正確な情報のみを受けられることから、迅速かつ適切に対応することができている状況であります。この新たな緊急通報システムにつきましては、議員ご提言の総合的なケアを実現できるシステムとなるよう、利用者自身が操作する従来同様の本体装置とペンダント型装置に加え、対象者の動きを感知し、一定の時間動きがない場合には自動で通報が入る安否センサーや、本体装置と連動し火災を感知した際に自動で通報が入る火災警報器も一体で貸与することにより、対象者の生活パターンを把握し、異常があった場合はセンサーが感知し通報する仕組みになっております。また、緊急ボタンによる緊急通報機能だけでなく、相談ボタンを押すことにより、コールセンターで待機する看護師等に健康状態等の相談も可能になっており、さらにコールセンターから月1回対象者宅に連絡を入れることにより、安否確認や健康状態等が把握され、高齢者の見守り体制をより一層強化できるものと考えております。なお、利用者負担につきましては、従来の装置と同様に無償で貸与をいたしております。

次に、3項目め、スポーツによる「まちづくり、人づくり、健康づくり」を進めるため、スポー

ツ都市宣言を行うことについて、まちづくりの核の一つとして行ってはどうかとのお尋ねについてでございますが、現在各地区の総合型地域スポーツクラブでは、地区の特性を生かしたさまざまな活動が行われ、各種競技団体等によるスポーツ大会なども数多く開催されております。また、スポーツ少年団の子どもたちも指導者や保護者の皆様のご協力により活発に活動しており、これらの取り組みにより市民の健康の増進とともに、地域の活性化、さらには交流人口の拡大にもつながっているものと考えております。スポーツ都市宣言につきましては、市民の意識啓発と外へ向けたPRの観点から一つの手法として考えられますが、現時点におきましては、第2次村上市総合計画に掲げる生涯スポーツと競技スポーツの推進の実現に向けた施設整備、環境整備といった具体的な施策を着実に進めていくことに努めてまいりたいと考えているところであります。今後は、来年2月の平昌冬季オリンピック、2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催とともに、市民の皆様のスポーツへの関心の高まりも期待されることから、スポーツへの機運の醸成を図る過程においてスポーツ都市を宣言することにより、一層の機運の醸成が図られるといった環境が創出されていく中において宣言されていくものであろうと考えているところであります。

次に、4項目め、人工芝グラウンド建設については、教育長に答弁をいたさせます。

私からは、以上であります。

○議長（三田敏秋君） 教育長。

○教育長（遠藤友春君） おはようございます。それでは、佐藤議員の4項目め、人工芝グラウンドの建設について、現在までどのように検討されてきたのか、また今後整備をどの進めていくのかとのお尋ねについてでございますが、平成26年に要望書が提出されて以降、候補地や規模等につきましてサッカー協会の皆様との協議や庁内での検討会、施設の視察等を行ってまいりました。あわせて、当初計画いたしておりました建設予定地を利用しているスポーツ団体の皆様とも共用化について個別に相談させていただきましたが、共用化した場合の問題点が解消できないことから、種目によっては代替地への移転も含めて協議を重ねてまいりました。既存施設の改修になることで、利用団体や施設管理者、地域への影響など細心の注意を払って計画を進めてきたため、長い時間を要しておりましたが、統合後の学校施設の活用も含めて検討した中において、神林多目的グラウンドを人工芝グラウンドに改修するとともに、統合後の平林中学校グラウンドを野球場として整備する方向で一定の合意形成を得ることができたものと認識しております。今後の整備につきましては、学校統合等の状況や事業費等を考慮しながら計画を進めてまいりたいと考えております。

私のほうからは、以上でございます。

○議長（三田敏秋君） 佐藤重陽君。

○21番（佐藤重陽君） ありがとうございます。

一通りの答弁をいただいて、大変心強いというか、前のほうに進みつつあるのかなという期待と、また今後さらに行政として、事務方として詰めていただき、実際できるのかどうかというところ、

本当にもっともっと研究していただきたいなという部分があったように感じております。

初めに、私がいつもそうなのですが、近年私はテーマとさせていただくのは、全てやはりいかに人口減少を食い止めるかということにつながるものを質問しているのだというふうに思います。今ほとんどの皆さんが質問されることがやはりいかに市民が暮らしやすく、安心に、しかも快適にこの村上で過ごせるか、働いていけるかと、そのことがひとりひとりの幸せであり、市長の言われるひとりひとりの幸せであり、人口減少を食い止めることにつながるのだろうなというふうに思うわけであります。

1点目の乳幼児の保育料の無償化についてでございますが、これは過去に何度もやはり質問していることであります。市長の答弁の言われることもよくわかります。しかしながら、私も考えるに、今若いカップルの大切なのは、多子化に対しての支援というのはもっともなのでございますが、やはり最初の1人目の子どもさんを授かることに思い切ることがなかなか困難になってきているのかなど。ある意味では、若い2人で暮らすことほうが楽しいのかなど、そういうことから子どもを授からないという面もあるのかなという気もしないではないのですが、何にしてもでもこの今の村上の所得を考えたときに、通常のお店で勤めた場合には、なかなか旦那さんだけ、または奥さんだけの収入で家庭を持ちながら子どもを養育していくのは大変なのだろうなというふうに考えるわけであります。

そういう意味で、近隣ではよく聖籠町が例に出されるわけでありますが、そのことで少子化が抑えられていると。決して伸びているとは言えませんが、決して減ってはいないということであります。しかし、人に言わせると、それは保育園、幼稚園の子どもはたくさんいるのだけれども、それが終わると聖籠からいなくなっているのだよと言われる人もおります。しかし、それはそれとしてやはり子どもを育てている保育園での3年間なり4年間が若い人、若い家族にとって暮らしやすければそのまま残るわけですし、これから先もその土地で生きていこうというふうに思うと思うのです。そんなことを考えたときに、もう少し村上として確かに保育行政に係る経費は上がるでしょうけれども、何にしても少子化という形の中で進んでいるわけであります。何とか無理してその辺、財源がないのはわかりながらも、少し捻出する努力ができないのかなというふうに思うのでありますが、いかがでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 思いは一緒であります。これまで村上市がとってきましたその施策そのものが多子世帯を支援するというので、今まさに現に経済的に疲弊している部分があるのであれば、そこを手当てしていこうというところの制度設計から始まったのだろうというふうに思っております。私もその状況をずっと見ていて、やはり今議員ご指摘の第1子をお産みになったときに、それが随分と経済的な負担が少ない形で育てることができるねというその意識というのは次につながる、まさにそうなのかなというふうに思っております。ですから、どこから始めるかという議論な

のだろうと思います。

あとそれと、行政といたしましては、将来持続可能な行政運営をというふうに考えたときに、やはり人口の推計も考慮します。また、その中で投資できる金額についても、そこで財政計画上はじき出すということでもあります。そのこのところで、私も人口減少に歯どめをかけること、またその大きな一つの効果としてあらわれるのがやっぱり子育て世代をしっかりと支援していくことだというふうに現在強く思っておりますので、ぜひそのところは少し具体の中で検討をさせていただきたい、研究をさせていただきたい、要するに数字的なものも含めて、というふうに思っております。いずれにしましても、子育てを支援する世代をしっかりと応援しながら、さらには上の世代の方々の知見を活用し、将来に向かって村上市が持続可能となるようなまちづくりにしていくことが今まさに求められているというふうに思っております。

○議長（三田敏秋君） 佐藤重陽君。

○21番（佐藤重陽君） ありがとうございます。

私も市長の言われること、逆によくよくわかるのでありますが、なかなかでも今の現状を考えたときに、どうすることが本当に村上に住まれる若い人たち、若い夫婦のためになるのかな、そして少子化に対する貢献ができるのかなというふうなことを思ったときに、くどいようではありますが、聞いているわけでありまして。そして、市長が先ほど演壇での答弁でありましたように、これから国の制度はこの保育行政に対して変わっていくとしております。いずれやはり国自体が保育待機児童ゼロ、そして保育料無償化について取り組んでいくのだろうというふうに思うのであります。その制度にのっていくということの考え方は、私は決して間違っていないのだというふうに思っているのですけれども、ただ逆に言うと国がいずれ始まるであろう事業に先んじて地方行政が取り組むことによって、国の進みを進めることと村上市に対する信頼というのでしょうか、若い方たちの全国一律に同じになってから村上市が取り組むのではなくて、一步先に取り組んでいることで村上市というものは若い方々に、子育て世代に注目されて、少しでも少子化に対して貢献できるのでないかなという気持ちもあるのであります。そのことについてひとつ、制度として進めるには難しいにしても、考え方としてその辺いかがか、お聞かせ願えればというふうに思います。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） この人口減少に対する対策を講ずるということは、それぞれ基礎自治体のみならず、国としての大きな課題でありますので、これを全ての分野、全てのジャンルでそれに真剣に向かい合うというのは、これ当然なこと、その結果、既決として国は今そういう形になっているということでもあります。その中で、幾つも基礎自治体同士、知恵を絞りながらやっているわけでありまして。その一つのあらわれが、村上市におけるこの第2子、第3子に対する支援、これもあるわけでありまして、それが結果的に選択肢としてはどこの自治体もやっているのではないかとのご指摘は当然あるのだろうと思いますけれども、それが私たちが今この市民、それこそ子育て世代

に向き合ったときの一つの答えだということでもあります。

それと、今いろんな分野でそういうものが改善をされていく、充足をしていくという、制度上なっていていったときに、今ある体力でさらにそれを拡充させることができるのではなからうかというふうには私は思っています。そうしたときに、今村上で住まいをする子育て世代が何が必要で何が一番効果的なのかというところにきちんと手を差し伸べるといものが重要な視点の一つであるだろうなというふうにも思っているわけでありますので、先んじることも大切だというふうには思いますが、しっかりとその効果をあらわすことができる、まさにその方々の思いにしっかりと手が届くような、そういう施策を提供していくということの考え方もひとつあるのだろうというふうには思っております。

○議長（三田敏秋君） 佐藤重陽君。

○21番（佐藤重陽君） ありがとうございます。

今市長のお話ししたことを否定するものでもありませんし、やはり考えは似通ったところにありながら、具体的行政の事務としてどう進めるかというところの問題点、悩ましさなのかなというふうには思っております。

続いて、ちょっと2点目に入らせていただきます。私非常に認識の浅いところもあったのですが、実は緊急通報システムが昨年変わったと。先ほどの市長の答弁だと、かなりその代替としての対象の方々ということになるのでしょうかけれども、その受けられるサービスが非常に私が思っているのと違って部分があるのです。進んでいるというのですか、私が望んでいることがもう既にその対象者に緊急通報を受けている方々、ひとり暮らしでという方々、お年寄りになると思うのですが、その方々に対してのサービスというのは、私がある程度思っているところの対応までできているのだなというふうな印象を受けたのですが、ちょっともう一度その制度について詳しくお話を聞かせていただきたいのですが。

○議長（三田敏秋君） 介護高齢課長。

○介護高齢課長（小田正浩君） 今の新しい通報システムに関してでございますけれども、機器につきましては先ほど答弁にございましたように、緊急通報装置本体とペンダント式があります。そのほかに、安否センサー、外出センサーという新たなものでございまして、これは居間とか寝室、玄関などに設置してございまして、その人の生活パターンをコンピューターと赤外線で感知してまして、どういうパターンで動くかという、何時に起きるとか、そういう生活のリズムというのを一人一人の動きをセンサーで感知するわけです。それで、ずっと動いていなかったりすると、コールセンターからどうですか、元気ですかというようなコールが入ることになっております。そのほかに、1カ月に1度コールセンターのほうからお尋ねの元気ですかというコールもあります。それで、別に皆さん元気に生活されているかというのは確認ができるという装置でございます。

また、先ほど言ったペンダントもなのですけれども、防水用でございまして、お風呂場でも大丈

夫だというようなものでございます。ちなみに、これなのですが、20市中10市のほうで今採用されている装置となっております。

○議長（三田敏秋君） 佐藤重陽君。

○21番（佐藤重陽君） そうすると、それは緊急通報に変わるものということで、以前は緊急通報というとは実は消防長が答弁に立ったわけでありましたが、介護高齢課長が今答弁に立ったということは、事務というか所管が変わったのかなということが一つと、あとその対象になられる方は今何名おられますか。

○議長（三田敏秋君） 介護高齢課長。

○介護高齢課長（小田正浩君） 11月末現在で75世帯になっております。

○議長（三田敏秋君） 佐藤重陽君。

○21番（佐藤重陽君） それは、あくまでも過去の緊急通報と一緒に、ひとり暮らしのお年寄りということが対象なわけですね。

○議長（三田敏秋君） 介護高齢課長。

○介護高齢課長（小田正浩君） 一応今までの方もそうですし、日常生活における動作が困難な人とか、そういう要配慮高齢者といいますか、そういう方とか、また障がい者の方も対象としてなっております。

○議長（三田敏秋君） 佐藤重陽君。

○21番（佐藤重陽君） そうすると、今障がい者の方々も対象だということでしたが、そうすると決してひとり暮らしということには限らなくなってきたというふうに捉えてよろしいですか。

○議長（三田敏秋君） 介護高齢課長。

○介護高齢課長（小田正浩君） そういうことでございます。

○議長（三田敏秋君） 佐藤重陽君。

○21番（佐藤重陽君） いや、それであれば私も大いに結構だなと。以前質問したのは、サービスの内容は、実は先ほど市長、今課長が答弁された内容で私はほとんどいいのかなと。ただ1つ、以前もつけ加えてもらいたいと、なかなかそれ私も民間事業者と確認したのでできるんですけども、利用料がどんなふうという話で濁って終わっていたのですが、最近も何度か通報がありました、安否確認でなくて人捜しの防災無線がかかりますね。要するに、人捜しというか、行方不明者の無線がかかりますが、多くのケースが私の確認したところだとやはり認知症のかかった方々、しかも家族がいる世帯が多いのですと、こういうことでした。家庭介護で、しかもその認知症の程度も軽い方、重い方というのもその重さの下限がよくわからないのかもしれないかもしれませんが、出歩く方々がおられるわけでありまして、そういう方に対するサービスができるような見守りサービスにしていたらどうだろうと。その辺になると、本当は少し受益者負担が出てくるのかなという気もしているのですが、実際にそういう表現がうまくないのかもしれない。今実は、犬や猫を飼っていると

いなくなったときにわかるようにチップを使っております。人間にそんなことは、今同じことできるとは思っておりませんが、それによって居どころが簡単にわかるというサービスがあります。そんなものの人に対応したものが無いわけではないのでありまして、そんなサービスを逆に言えば受益者負担の中で、少しそういう知らない人が、私も知らないで、知らない人が多いと思うので、そういうことも含めたサービスを今後提供していけるような形にできないのか、その辺いかがでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 介護高齢課長。

○介護高齢課長（小田正浩君） 実は、私どものほうで徘徊高齢者等家族支援事業でございまして、GPSの機械をお貸しするという事業を今年度から始めます。一応今のところ申込者がございせんけれども、対象になる方につきましては、市内で認定を受けてございまして、日常によっても徘徊する行動がよくある方といたしますが、そういう方を対象に、家族である程度の機械の操作といたしますかできる方、家族に貸し出しということでございまして、これについては1カ月2,000円ぐらいの負担をお願いしてやろうと、今事業そのものは始まっております。

○議長（三田敏秋君） 佐藤重陽君。

○21番（佐藤重陽君） それをきくと市報か何かで紹介したのでしょうかけれども、私もちょっと認識浅くて、本当お恥ずかしい話ですけれども、もう少しそれをPRしていくというか、広報していく必要があるのではないのかなと思うのです。私は、そういう事業をどんどん取り入れていくべきだと、そうすれば皆さんも少しは楽になるのにねと、そうなのだよねと、多少の負担はしようがないけれどもと、こういう話をちまたではしているつもりなのです。だからそういうサービスは必要だなと。でも今課長が言われるように、GPSを有償だけれども、月2,000円で貸し出ししているのですよということであれば、非常に介護される方がおられるはずなので、その辺のもしかして認知度が低いのかなと。私もそうではありますが、もう少しやはりそれせつかくいい事業なのでPRしていただきたいなと。私から言わせれば、今言ったGPSの貸し出しと、料金的なものは何とも言えませんが、合わせて幾らなのかわかりませんが、先ほどの民間事業に委託している部分の緊急通報のシステム、それをあわせ持たれば私の2番の質問というのは終わっているというふうに私感じているわけです。だからそういう認識の上で今受けているのですけれども、それが逆に言えば知らない私も問題ではありますが、市民の皆さんにもそれが少し広まり方が足りないのかなというふうに思うのですが、どんなふうな方法でPRしていますか。

○議長（三田敏秋君） 介護高齢課長。

○介護高齢課長（小田正浩君） 当然認知の方ですと、介護保険の認定を受けられている方だと思います。それ在宅であれば、ケアマネジャーが必ずついていると思いますので、ケアマネ連絡会のほうではお話しさせていただいています。そのケアマネの中から、人からそういう相談させていただいて、必要かどうかというのは変わってくると思いますので、そちらのほうにはお話しさせていただいて

おります。

○議長（三田敏秋君） 佐藤重陽君。

○21番（佐藤重陽君） では、そういう形で進めながら、まだ実際にGPSのほうの利用者はゼロだと、そういうことなのですか。

○議長（三田敏秋君） 介護高齢課長。

○介護高齢課長（小田正浩君） 昨年ちょうどこの予算したときは、ちょっと対象者がいたのですけれども、その方も転出したり、ちょっと入院したりしたものですから、今対象になるような方はちょっといらっしやらないということでございます。

○議長（三田敏秋君） 佐藤重陽君。

○21番（佐藤重陽君） わかった。対象者がその介護度や何かで限定されているわけですね。であれば、だから先ほど、では対象にならない方でも実はそうやっていなくなって今の放送で、または防災メールで行方不明の方がどここの何歳の方、どういう姿でというあれが出るわけですが、ああいう方は実際にいるわけですので、対象にならなくてもいるわけですので、だからそういう、そうか。私の言いたいのは、そういう方々、厳密に介護幾つでなければだめ、どういう状態でなければだめというところまで行ってしまうと、やはり今みたいな防災メールでまた人捜しをするようなことになるのと思うので、その辺の度合いというのでしょうか、もう少し広い範囲で捉えて、それをその希望を受け付けるようなわけには、今の考え方ではいかないわけですか。

○議長（三田敏秋君） 介護高齢課長。

○介護高齢課長（小田正浩君） 今どういうふうにするか、ちょっと検討させていただきたいと思いますが、できるだけ利用することができるような格好にさせていただきたいと思います。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） まず、防災メールで流すケースというのは、特にそういう状況は把握していないケースがそういう事案に移行するということが多分多いのだろうなというふうに思います。まず、先ほど議員からご提案ありましたような形のそういう居場所を特定するような仕組み、これをつけておけばいいではないかという話でありますけれども、それはご本人、またご家族、ご親族のご本人に対する尊厳を最大限優先する形でなされることだろうというふうに思っております。そういった意味合いで、非常にリスクの高い部分については、それをリスクを低減させようということの今制度設計をしているわけでありますので、一律にそういうあるかないかわからない部分も全部含めてやっておいたほうが大丈夫だろうというものではないのだろうなというふうに思っております。まさにそういうリスクを感じ、そこに不安を覚え、これを何とかならないかというものにつきましては、私どももしっかりとご相談を受けさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（三田敏秋君） 佐藤重陽君。

○21番（佐藤重陽君） 課長も先ほども言いましたように、私としては本当に行政の事務の仕事とし

て介護何だとかどういう状態だから対象になりますよ、どうですかということもわかるのですが、検討して下さるといことですので、もっと前向きに考えていただきたいのですが、やはり個人でそういうGPSの契約するにはある程度割高になってしまうわけです。やはり一つの行政対応の中での契約をして、そういう希望、あくまでも私も最初に触れましたように、今は対象になった方は無償で結構でしょうし、または2,000円でいいでしょうけれども、それが希望としてそういうシステムを求められる、または希望される方にはあくまでもある程度の受益者負担は負担していただくという考え方の中で、やはりサービスの対象を広げていくことも必要なというふうに考えておりますので、今後さらに検討していただけたらというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

続いて、3番目のスポーツによる「まちづくり、人づくり」というところではありますが、市長言われることもよくわかります。まず、そういう宣言をする前に、市民対外的にPR、または意識を変える前に着実な施設整備と環境を整えていくことが先なのだと、それはそれで結構なことだと思います。ただやはり、市の進む方向として、こういうまちづくりを考えているのだという一つの確認しなさいというか、それが2つも3つもでは設けなさいでは効果がなくなるので、幾つもつくる中の一つにしなさいという、そういうわけではないのですが、やはり大切な一つとしてそういうものを入れていったらどうなのかなと。もっと欲なことを言わせていただくと、今回はスポーツ都市宣言を行ったらどうですかということなのですが、やはり今の村上市の性格を考えたときには、最終的には私はやはりスポーツ、観光、文化というものを結びつけたまちづくりと市の方向性を一つの市民の皆さん、または対外的に村上市を象徴されるものとして唱えていくべきなのかなと。そういう意味では、本来は今回はちょっと控えましたが、スポーツ観光文化都市宣言的なものが村上市としては一番似つかわしく、そして目指す将来像に向かっていけるのかなというふうに思っているのですが、いかがでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 議員ご指摘の部分、非常によくわかります。先ほどの議論とも通ずるところあるわけでありまして、どっちが先かというような部分とか、村上市は従来これまでの歴史を振り返ってみましても、文武両道という土地柄であります。そんな中で、今議員ご承知のとおり、多くの若い世代が国内の大会はもとより、世界大会に今まさに羽ばたこうとしている状況にあるわけでありまして。そうした意味合いから言うと、非常に村上市というのはそういう人材が多く存在している市と言っても過言ではないのだろうというふうに思っております。そんな中で、彼らが今日までの環境の中で積み上げてきたその力をさらにそれを飛躍的に向上させることができるような、そういう環境整備が〔質問終了時間10分前の予告ブザーあり〕まさに必要だろうということで、個別具体的な作業を進めているところであります。なかなかスピード感遅いよと言われると、その部分については反省しきりの部分もあるわけでありまして、その中でも精いっぱい力を振

り絞って今やっているところであります。そんな中で、いろいろな方々の機運、またそういうものがどんどん、どんどんふつふつと沸き上がるような、そういう中であって、やっぱり村上はスポーツ、これを一つの核としていく、そういうまちだよねというものが結果としてスポーツ都市としての宣言に至るのだろうというのが私の考え方であります。

また、今観光文化というお話もあったわけでありますけれども、結果としてそれはそこに暮らす一人一人の人間の持つ力、これがその範囲も含めて非常に広範囲な知識であったり、知見であったり、体力であったり、そういうものを兼ね備えている、そういう非常に人間力の高い人材がこの地にいるということ、それをまさに標榜する言葉なのだろうというふうに思っておりますので、その部分につきましてもそれぞれ今日まで積み上げてきましたその歴史、伝統、そういうものを踏まえながら、しっかりと着実に前に進め、大きくしていくということが大切なのだというふうに思っております。

○議長（三田敏秋君） 佐藤重陽君。

○21番（佐藤重陽君） それこそ私もそのとおりだというふうに思っております。そういう中で、徐々に徐々にやはり我々自身の意識も変え、市民の意識も変え、外に映る村上市の姿というものが変わっていくことが大切なのかなというふうに思っているわけであります。このスポーツ都市宣言ということについては、本当に市民の意識、村上市の姿勢を示す意味で、近い将来そんなことを宣言していただきたいなと。もっと言うならば、今ほど言いましたスポーツ観光文化都市と、要するにスポーツと観光と文化関連づける中でこのまちが成長することが望ましいのかなというふうに感じておりますので、そんなことを前向きに検討していただきたいなと、考えていただきたいなというふうに思います。

次に、4点目でございます。人工芝の問題であります、教育長先ほどご答弁いただきましたが、なかなか関係調整ということは聞いておりましたが、私実は議会ではきっと2度目でしょうか。議会以外のところでは、もう何度かこのことに相談をもらっているわけでありますが、議会の外で決まったことは約束ではないよと言ってしまうと、非常にこれはどうなのかなというふうに思うので、もう一度よく行政の事務方のトップとして、教育長として肝に銘じて考えていただきたいのでありますが、実はこの問題は平成26年の5月には、当時の市長秘書室で担当課の職員の皆さんと相談した上で、補正予算に何とか上げてその必要性については大きく理解をしたということで、補正予算に上げて何とか取り組んでいこうではないかと、早い時期にということ一度はできた話であります。それからなかなかいろんな事情の中でか、おくれおくれしてきているわけでありますが、一番大事なものは仕事に対して、計画目標に対してやっぱりめどがやる方向では決まったと、ではそれがいつまで、いつごろまでというふうなめどがやはり皆さん一番気になるころなのだろうと思うのです。だから今までも既に、よし、それはもうすぐやろうではないかという話からもう既に4年、5年たって、これからまた4年、5年ということは最初に決まったときから10年たってということ

になってしまうわけなので、ただそれでも皆さんは、いろんな運動、スポーツの施設を要望される皆さんは、根気よく指導者の方々が運動してきているわけであります。武道館をつくろうなんていう運動は、もう30年近く前から一生懸命関係者の皆さんが運動しながら武道館をつくっていただきたいという話を行政に申し上げ、また自分たちで〔質問終了時間5分前の予告ブザーあり〕意識を高めながら、その事業、その分野、おのおのスポーツにかかわる分野の中で頑張ってきてくださっているわけであります。そういう中で、やはり問題なのはやると決めたときには、少なくともではめどとしていつごろまで、どんな形で実現するのか、ある程度形は見えてきました。学校の統廃合の中で、代替施設を中学校の跡地に、グラウンドに求め、そして今あるパルパークを人工芝にしようではないかというものは、話はもうやり方は見えてきたわけでありますが、ではそれをどの辺をめどにその仕事が実際事業化されるのかということところがやっぱり気になるころなのだと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 教育長。

○教育長（遠藤友春君） おっしゃるとおりだと思います。ずっといろんな要望、本当にサッカー協会、それから武道関係者からも言われているところは、本当におっしゃるとおりです。学校統合が平林中学校の場合、平成30年末に閉校となりますので、それがはっきりそうなった場合、その後、野球場の整備計画には取りかかることが可能となります。そして、少年野球がそちらのほうを利用することができるようになるとパルパークがあくこととなりますので、そうなったらそちらの改修というふうにこれからよく財政のほうと協議して要望に添えるように、できるだけ早く動きたいという気持ちではあります。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 議員今ほどご提言のありました、平成26年からの事業、それも既に確定事業だというお話だったわけでありますけれども、私はそういう認識でありませんでした。最終的に昨年、サッカー協会の皆様方、また野球連盟の方々と議論をさせていただき、それまでの間も非常に多くの場所に関するものとかのお話もありました。そんな中で、各団体の皆様方のご要望をすり合わせをさせていただいて、その中で一番最善の方法ということで最終的な方向性を生み出したのが先ほど教育長から答弁をいただいた内容でありますので、それは当時の話私も承知をしておりませんので、その部分についてはスピード感を持ってやってきたというつもりでいますので、その辺のところはご了承をいただきたいというふうに思っております。

○議長（三田敏秋君） 佐藤重陽君。

○21番（佐藤重陽君） 言っていることはよく理解しました。ただ、先ほどあえてだから言ったのですが、議会の中の議場の中で言ったことは約束で、議場の外で言ったことは約束でないのかみたいな話をしたわけですが、気になるのはそこでありまして、聞いている皆さん、要するにお願いしている皆さんは、やはりもうそのとき既に運動が始まっているわけでありまして、やはり人が

かわる、例えば課長がかわる、市長さんがかわる、教育長さんがかわる、その中でまた1からなのかという不安や、裏切られた感みたいなのがやっぱり多少なりとも出てくるので、市長の認識の中で平成26年のことは記憶にないのだと、わからないのだと。昨年サッカー協会の皆さんと9月でしたか、話をした中で初めてそれに取り組んだ、スピード感を持って取り組んできたつもりだということでもありますので、その辺は今言った言わないの話でありますので、その辺は申し送りということにもなるのかもしれませんが、しっかりした申し送りの中で事務も事業も進めていただけたらというふうに思います。

先ほどの教育長の話ですと、平成30年末に神林地区の統廃合が決まり、そして平林中学校のグラウンドがあいた時点で野球場の整備をして、パルパークのその後人工芝の整備をするのだと、こういうことではありますが、その辺の逆に本当に今からもうそれに合わせたような計画、事業を立てていただきたいと。ただ、やることは決めただけでも、いつやるかわかりませんというようなやはり計画では、計画にならないのではないかなというふうに思っておりますので、その辺について重々検討した中で進めていただき、しかもある程度めどの立つような説明ができるような事業にしていきたいと思いますので、〔質問時間終了のブザーあり〕よろしくお願いいたします。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 議員ご指摘の部分につきましては、しっかりと取り組みをさせていただきたいと思いますが、議会の場で話したこと、そうでないことというのが裏切られた感があるというようなご発言については、非常に私もしっかりと受けとめをさせていただきますけれども、我々行政職員や私も含めてそんなこと一切ございませんので、そのところは誤解のなきように、議員からの発言については非常に重く受けとめておりますし、議員の皆様方とともにおいでをいただく各団体の皆様方からのご提案、またご要望、これについてはしっかりとそれに向き合うという姿勢で常におるわけでありまして、そのところだけは誤解のないようお願いをいたしたいと思えます。

○議長（三田敏秋君） 佐藤重陽君。

○21番（佐藤重陽君） ありがとうございます。

時間いっぱいいっぱいになってしまったようですが、本当に前向きな形でご答弁いただいたように進めていただきたいと思えますので、よろしくお願いいたします。

以上で終わります。（拍手）

○議長（三田敏秋君） これで佐藤重陽君の一般質問を終わります。

午前11時まで休憩いたします。

午前10時51分 休憩

---

午前11時00分 開議

○議長（三田敏秋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

○議長（三田敏秋君） 次に、5番、稲葉久美子さんの一般質問を許します。

稲葉久美子さん。

〔5番 稲葉久美子君登壇〕

○5番（稲葉久美子君） 日本共産党の稲葉久美子です。一般質問させていただきます。今回は、4項目でいきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

1点目、介護保険関係についてお伺いいたします。介護保険制度が始まって17年、制度は定着しましたが、市民の皆さんがより使いやすい制度となるためには、さまざまな課題も生まれているのではないのでしょうか。以下の点について市長のお考え伺います。

番、介護職員不足の問題は、依然として解決されていないのではないですか。今現在の施設に対して、職員の不足は何人ぐらいと見ていらっしゃいますでしょうか。

番、介護人材不足の問題は、待遇改善が最も重要と考えます。国の施策が根本問題ではあるのですが、村上市として深刻な人材不足を少しでも改善するように努力してほしいと思います。若い人たちが働く職場としても重要で、人口減少対策としても位置づけるべき問題ではないのでしょうか。

番、養護老人ホーム、特別養護老人ホームの待機者、また近年認知症の方を対象とするグループホームの必要性も大変重要になってきていると思いますが、各介護施設の入所を希望されている方は何人いらっしゃるのでしょうか。

番、人工透析や足、腰を患っている人など医療の必要な人が高齢化しております。生活支援、それから入所施設の患者負担が大きくなっているのではないのでしょうか。介護保険での対応の実態を伺います。

番、介護保険料の滞納のための介護給付減額者、いわゆるペナルティー対象者はいらっしゃいますでしょうか。また、そのうちの低所得者は何人でしょうか。

番、低所得者の介護保険料の減免規定が必要と考えますが、どのようになっていますか、お伺いいたします。

大きな2番、子どもの医療費無料化について。番、県内市町村長が県知事に子どもの医療費助成を高校卒業まで拡充するよう要望したと新聞報道で知りました。県は、小学3年生程度までを対象としている現行制度を拡充する方針を示し、対象年齢等は今後調整するとのことですが、市長はどのように考えていらっしゃいますでしょうか。

番、村上市は高校3年生まで窓口一部負担で、通院が窓口で530円、入院が1日1,200円、薬は無料と思いますが、それでよろしいのでしょうか。

番、子育て支援の一環で、医療費一部負担を全額免除してはいかがでしょうか、お伺いいたします。

大きな3番、公営住宅についてです。公営住宅は、低所得者向けの住宅と思っておりますが、以下のことについてお伺いいたします。

番、需要はどのくらいになっておりますでしょうか。

番、若者向けの公営住宅はどのようになっていますか。

番、入居時の条件、退去時の条件を教えてください。

大きな4番、医学生修学資金貸与制度と奨学金制度についてお伺いいたします。

番、来年度から実施の医学生修学資金貸与制度の応募申し込みなどの実態はいかがでしょうか。

番、村上市奨学金制度は、利子なしの返済ありの制度ですが、申し込みから資金提供まで時間がかかるということで使い勝手が悪い、入学前に準備しなければならないことが多く、入学前の資金提供であってほしいという要望があります。より使いやすい制度への改善に向けたお考えをお伺いいたします。

番、返済の要らない奨学金、国もようやく腰を上げました。県も計画しています。市としても高等教育を受けるための奨学金、返済の要らない奨学金制度をハードルを低くして創設いただきたいと思いますが、お考えをお伺いいたします。

よろしくお伺いいたします。

○議長（三田敏秋君） 市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） それでは、稲葉議員の4項目のご質問につきまして、順次お答えをいたします。

最初に、1項目め、介護保険関係についての1点目、現在の施設に対する介護職員の不足はどのくらいあるかとお尋ねについてでございますが、市内の各施設、事業所全てが法令等に定める運営基準を満たして運営しておりますので、職員定数は確保されているものと考えております。なお、国におきましては、不足が続く介護人材の確保や事業所の収支改善が図られるよう介護報酬の引き上げが現在検討されているところであります。

次に2点目、介護人材不足には処遇改善が重要であり、若い人たちが働く職場として人口減少対策に取り組むべきではないかとお尋ねについてでございますが、人材確保につきましては本年度に本人の処遇改善へとつながるよう資格取得促進のため、介護人材確保推進事業給付金及び介護職員キャリアアップ支援事業費補助金制度を創設しております。また、今後は高校生の介護・福祉施設の見学体験ツアー等の実施により、就労支援による人口減少対策に結びつけてまいりたいと考えております。

次に3点目、各施設で入所を希望されている方はどのくらいいるのかとお尋ねについてでございますが、現在養護老人ホームが1施設で14人、特別養護老人ホームが8施設で345人、グループホームが10施設で重複者を含め116人の入所申し込みとなっております。

次に4点目、医療の必要な人が高齢化し、生活支援や入所施設での患者負担が大きくなっているが、介護保険での対応の実態はとのお尋ねについてでございますが、現行の介護保険制度では在宅で医療が必要な人の生活支援につきましては、訪問介護を利用することも可能であります。介護度によって時間や回数が制限されております。また、施設入所者の医療機関への通院等につきましては、特別養護老人ホームでは施設職員が対応しておりますが、老人保健施設では施設によって対応が違ってまいりますので、利用者のご負担も異なるものと考えております。

次に5点目、介護保険料滞納による介護給付減額の対象者はどのくらいいるのか、またそのうち低所得者は何人かとお尋ねについてでございますが、現在介護給付減額対象者はございません。

次に6点目、低所得者の介護保険料の減免規定が必要ではないかとお尋ねについてでございますが、介護保険料の額は10段階の所得段階により定められており、所得の低い方の保険料は定額になるように設定しております。なお、減免につきましては、村上市介護保険条例で規定されており、災害などで住宅や家財に著しい損害を受けたり、解雇などで世帯の収入が著しく減少したときなどは、申請いただくことにより介護保険料が減免になる場合があります。

次に2項目め、子どもの医療費無料化についての1点目、県は市町村長の要望を受け、小学校3年生程度までを対象としている現行制度を拡充する方針を示したことについてどのように考えているかとお尋ねについてでございますが、現在各市町村では独自に県の助成制度の対象年齢を拡充して助成を行っており、住む市町村によって受けられる助成内容が違ってまいります。昨年度からは、県の子ども医療費助成事業の交付金化に伴い、助成対象年齢や一部負担金等の取り扱いにつきましては、各市町村の裁量となっているところであります。このたびは県市長会及び県町村会との協議により、県内市町村の総意としての要望をさせていただいたわけではありますが、交付金の助成対象者の拡充方針が示されたことは一定の評価ができるものと考えておりますが、これまでの市町村の取り組み状況のサービスが低下とならないよう県に一層の子ども・子育て支援施策の充実、強化を図っていただくことを引き続き強く要望をいたしてまいります。

次に2点目、市では高校3年生まで窓口一部負担で通院が530円、入院が1日1,200円、薬が無料かとお尋ねについてでございますが、保険診療分を対象といたしまして、入院が1日1,200円、通院が同一医療機関で月4回まで1日530円の一部負担金を除き、調剤を含めて無料といたしているところであります。

次に3点目、子育て支援の一環で医療費の一部負担金を全額免除してはどうかとお尋ねについてでございますが、子育て支援や少子化対策の充実といたしましては有効な手段の一つであると考えております。今後県の助成制度の動向も加味しながら、引き続き検討してまいりたいと考えております。

次に3項目め、公営住宅についての1点目、需要はどのくらいあるかとお尋ねについてでございますが、本年度は11月末現在で県営住宅に8世帯、市営住宅に7世帯の計15世帯が新たに入居さ

れております。希望ヶ丘住宅や南町住宅、上の山住宅につきましては入居希望者が多く、平成30年1月に入居選考を予定しております7戸の空き部屋に対しまして、11月末時点で6世帯の入居申請を受け付けており、募集した空き部屋はおおむね埋まるような状況となっております。また、堤下住宅につきましては、4階、5階の高層階を中心に現在21部屋のあきがある状況となっております。

次に2点目、若者向けの公営住宅がどのようになっているかとお尋ねについてでございますが、公営住宅につきましては、低所得者の生活の安定と福祉の増進を目的とした住宅であり、単身者以外の若い世代の方につきましても入居が可能となっております。

次に3点目、入居時及び退去時の条件は何かとお尋ねについてでございますが、公営住宅に入居できる要件といたしましては、同居する親族があること、条例で定める収入月額が15万8,000円を超えないこと、今住んでいる住宅やアパートから立ち退きを要求されている、また家賃が高くて払えないなど、現に住宅に困窮していることが明らかであることが条件となります。ただし、60歳以上の方や障がいのある方など、一定の要件に該当する場合は単身で入居することも可能となっております。また、入居の際には家賃の3カ月分を敷金として納入していただいておりますが、入居者が退去する際に未納家賃がない場合は全額お返しをいたしております。なお、退去時の要件につきましては、入居時に承諾をいただいております畳の表がえ、ふすま及び障子の張りかえをお願いいたしているところであります。

次に4項目め、医学生修学資金貸与制度と奨学金制度についての1点目、医学生修学資金貸与制度の応募申し込みなどの実態はとお尋ねについてでございますが、平成30年度から貸与する修学生の募集期間は、12月11日から翌年2月28日までとしておりますので、応募要領のほか市ホームページや市報等でも周知を図りながら、募集に向けた準備を進めているところであります。

次に2点目、村上市奨学金制度をより使いやすい制度への改善に向けた考えはあるか及び3点目、市としても返済の要らない奨学金制度をハードルを低くして創設する考えはないかにつきましては、教育長に答弁をいたさせます。

私からは以上であります。

○議長（三田敏秋君） 教育長。

○教育長（遠藤友春君） それでは、稲葉議員の4項目め、医学生修学資金貸与制度と奨学金制度についての2点目、奨学金の入学前の資金提供など、より使いやすい制度への改善に向けた考えはないかとお尋ねについてでございますが、奨学金の申請から交付までの流れといたしましては、毎年1月から2月にかけて申請を受け付け、3月に選考委員会による審査を経て対象者を決定いたします。その後、誓約書などの必要書類の提出を確認し、最初の年度は5月上旬に4月分と5月分の2カ月分を貸与しております。審査から貸与まで2カ月程度かかりますが、公平な審査と適正な交付処理のため、必要な期間であると考えております。奨学金は、修学者の学資を支援するための制度であるため、進学する学校への入学が決定し、その学校に修学した方に貸与しております。低所

得者等に対する入学前の資金提供につきましては、既に社会福祉協議会や県で修学支度資金として実施していることから、市として実施することは考えておりません。

次に、3点目の市としても返済の要らない奨学金制度をハードルを低くして創設する考えはないかとお尋ねについてでございますが、本市の奨学金は合併後の新制度といたしまして、平成21年度より大学・短大・専門学校への進学者を対象に、月額3万円・5万円・7万円を毎年60人ほどの方に貸与しております。これまで488人の方が貸与を受けており、貸与月額と対象人数の多さは県内有数であります。少しでも多くの本市の子どもたちに奨学金を活用していただくためには、給付型の奨学金ではなく、現行の貸与型の奨学金制度を維持していくべきと考えております。なお、本年度から定住促進対策の一環といたしまして、奨学金返還者のうち村上市に在住する方へ奨学金返還額の一部を助成する村上市奨学金返還支援補助金制度を創設し、今年度は95人、合計700万6,000円を交付しております。この補助金制度とあわせ有効に奨学金制度を活用していただきたいと考えておりますので、給付型の奨学金制度を実施することは考えておりません。

以上でございます。

○議長（三田敏秋君） 稲葉久美子さん。

○5番（稲葉久美子君） それでは、お答えいただきましたことについて再質問させていただきます。

介護保険関係についてですが、また来年3月というか、来年度から制度が内容が変わっていくということで新聞紙上でも言われていることですが、今でも大変なのにと考えたことが来年からさらに強まるというようなことで、特に訪問介護、訪問看護の回数が減るのではないかというようなことで注目されていることについて、私もこの夏からずっと感じることもありましたので、その点について質問していきたいと思っております。

特に入所されている方、さっきのお返事の中で特養の方は職員の方が付き添って病院に連れていってくれる。介護施設に入っている方、ほとんどみんな病気持ちだと思っておりますが、その中で老人施設にいる中で病院行かなければならないときに、しかし家庭においても老老介護ないしは親子であっても子どものほうが高齢になって、しかも病気持ちいたり何かすると、なかなか病院には付き添いが大変だというような年齢になっている方々が施設のほうから病院に連れて行ってほしいということで電話が来ると。自分も車運転できないものだからタクシーを頼んで、そして施設へ向かう。施設から病人も連れて病院へ向かうというようなことで、ずっと時間のかかる、それからタクシー代と、お金のかかるような状況が続いているというようなことを何とかヘルパーさんお願いして、しかもその介護制度の中でそういうのがあったらいいなというような要望があったものから、そのことがどんなふうになっていけるのかなというようなことも1つでした。

それからもう一つは、人工透析されている方がやっぱり自宅にいらっしゃるのですけれども、同じような状況がやっぱりあるのです。そのことになると、介護施設の中、特養の施設の中で人工透析できる施設がこれから必要になってくるのではないかというふうに思ったものですから、そこら

辺についてはどんなふうになっているのか、そういう見通しであるのかどうかということについても伺っていきたくと思いますが、とにかく自宅で療養して、週3回デイサービスへ行って、あと何回かを訪問介護してもらって、ヘルパーさんの訪問を受けているという状況の中で、特に高齢の方の自宅、それからひとり住まいの方々の状態がその回数でいいのかどうか、そこら辺について伺いたくと思いますが、介護保険の適用の中で介護保険使って施設から病院へ行く場合の人手というのか、そこら辺についての助成はあるのでしょうか、お伺いします。

○議長（三田敏秋君） 介護高齢課長。

○介護高齢課長（小田正浩君） いや、今現在の施設から病院へ行くというのは、先ほど答弁にありましたように、特養の場合だと施設職員が行きますし、老健につきましては施設によって対応が違うというお話を聞きました。それについて、家族の方が行くというときの助成というのは、今のところ制度ではございません。

○議長（三田敏秋君） 稲葉久美子さん。

○5番（稲葉久美子君） では、人工透析なんかやる場合について、同じような今のところは通院できる場合はそんな状態にあるのですが、本当にこれから必要になってくるのではないかと、施設の中にも人工透析する施設が必要になってくるのではないかとというふうに思うのですが、そこら辺については何かお考えありますか。

○議長（三田敏秋君） 介護高齢課長。

○介護高齢課長（小田正浩君） その医療の分野が入ってきますので、私どもだけのほうではちょっと調整が難しいかと思えます。

○議長（三田敏秋君） 稲葉久美子さん。

○5番（稲葉久美子君） そこら辺の何か言われたことというか、考えていることというのは全然ありませんか。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） これから団塊の世代がそれぞれ75歳を超える2025年を迎えると、やはり非常にそういうニーズというのはどんどん、どんどん大きくなっていて、今国のほうでも介護療養型のベッドという仕組みで、いろんな形の介護と医療を連携する仕組みをこれは当然必要なのだろうというふうに、そういう議論はされています。ですから、当然ながら人工透析といった特定の疾病の部分も含めて、当然それは対象者の中に入りますから、今後そういうふうなサービスを提供する、そういう手法というのは当然考えていかなければならないのだろうというふうに思っています。現に私どもあるこのエリアにおきましても、通常の急性期のベッドのほかに介護療養型、療養病床群のようなところがあって、それが非常に現場としては機能するわけですよ。ですから、我々が例えば医療でケアされているものが少し回復をして介護になる、そういうふうな形になるわけですから、それは利用する方々がしっかりと選択ができるような、そういう医療介護資源

を提供していくということが必要だと思いますので、私も行政の立場から医療機関、また県、国を含めてそういう提言をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（三田敏秋君） 稲葉久美子さん。

○5番（稲葉久美子君） 医療の場と介護の場と一緒にになったら一番いいのではないかというふうに思うのですが、それでは訪問介護の回数のことについてお伺いいたします。介護度によっては回数も決まってくるであろうと思うのですが、介護度3くらいにしてデイサービスの回数、それから訪問介護の回数について教えてください。

○議長（三田敏秋君） 介護高齢課長。

○介護高齢課長（小田正浩君） 回数といいますか、介護度によって限度額が違うものですから、介護度何回かというのはちょっと言えないのですけれども、1回について例えば身体介護であれば30分未満だと165円とか、それ以上については1時間未満の388円とか、そういうような単位で、あと組み合わせになってきますので、何回できるかというのはデイサービス使ったり、その人によって違うわけですので、一概に回数のことはちょっと言えないと思います。

○議長（三田敏秋君） 稲葉久美子さん。

○5番（稲葉久美子君） 特にひとり住まいの方で必要だと思うのは、回数の制限のないということが一番望ましいのではないかというふうに思うのですけれども、特に在宅を今強要しているわけではないけれども、進めているという状況の中で、ほとんど介護3くらいの方がデイサービス3回行っていました。それから、その日も含めて週5日間の間デイサービスへ行くか訪問看護を受けるかというような形でやっていた方なのですけれども、1日1回の訪問では足りなくなりまして、朝、夕と時間を半分に分けて2回訪問するというような形で回数が倍になったわけです。そして、やっぱり1日は来れないという日にちが入りました。そんな状況の中で、ひとり住まいなものですから、夏の暖かい間はまだいいのですけれども、寒くなった時点で自分で自分の体が思うようにいかなくなって、寒くなっているのに体の調整、着ることができない状態。それで、薄っぺらの上着を1枚着てベッドの中に入っているという状況あったのです。それを見ていましたら、徐々に今度体が思うようにいかなくなったというのが重症化してきているのです。それで、体を動かさないし、それでこたつのある時期になりましたらこたつ出してもらって、ベッド越えてこたつに潜ってしまったのです。こたつの中もやっぱり体にはよくない。脱水症状を起こすという状況の中で、それで今度は下のほうもうまうまなくなってきたという状況も含めて、朝1回の訪問、生活支援ですよ。1回ではだめで、2回と言われるような形になったのですが、本当にこれ思うように回数が望めればいいなというふうに思ったわけですが、そこら辺の回数も全体的な絡みと一緒にやってほしいだけやってもらえるというような状況はないものなのですか。

○議長（三田敏秋君） 介護高齢課長。

○介護高齢課長（小田正浩君） 先ほども言いましたように、支給限度額というのございまして、そ

の介護度によってここまでのサービスしかできないというのがありまして、それを越えてというのはなかなか制度上は難しいと思います。

○議長（三田敏秋君） 稲葉久美子さん。

○5番（稲葉久美子君） もう一つお伺いしたいのですが、着るもので上から下までつなぎの着物であると思うのですけれども、ご存じですか。それで、本人がもう自由に自分の体をいじらないようにするためのものなののですけれども、そこら辺は介護に必要な道具と思って、手すりとか何かで言うリースみたいのがあるのですけれども、それはリースにはならないと思うのですけれども、介護保険で1割負担とか2割負担で買うことはできないのでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 介護高齢課長。

○介護高齢課長（小田正浩君） 恐らくないかと思えます。服の類では、そんな今言った介護保険で支給するというものはないと思えますが。

○議長（三田敏秋君） 稲葉久美子さん。

○5番（稲葉久美子君） 1着1万円前後するものですから、もし助成があったらいいなというふうに思ったところですが、もしそういう制度があったら教えてほしいと思えます。

ペナルティーの会社はいらっしやらないということでしたし、それから保険料の減免制度についても一応は条例としてあるということなので、そこについては介護保険を使いながら、自分たちが必要なだけやっていったら、生活支援やっていただけたらありがたいということと、あわせてあと病院と介護施設が一緒になってほしいなというふうな要望をまず上げておきたいと思えます。

それから、では子どもの医療費無料化についてですが、私も最近まで本当に小学校3年生まで県のほうでやっているという状況がちょっとわからなくて、まだ県は3歳までなのかなとずっと思っていたところだったのですが、去年あたりから小学3年生程度までが助成するというようなことが出てきた。全国的にもそうだと思うのですが、県内で各行政区でいろいろ助成やっているということを見ての県の方針だと思うのですが、一部負担でも530円といえは安いとは思っているのですけれども、なかなかやっぱり子どもたちを育てている親にしてみれば、負担なし、それから入院しても1日1,200円ということですが、食事やパジャマ代ということも加算されることすし、本当に窓口負担をこれから検討していただきたいということで、継続引き続き前向きに検討されるということですので、そこら辺お願いしたいと思えます。

それから、公営住宅についてですが、公営住宅、低所得者向けの住宅と思ってはいるのですが、もちろんそうだとということですが、さっき需要の問題で私も思ったのですが、5階建ての高い施設になると上空のほうに空いているという状況です。しかも、建てた年数から見て畳の部屋が多くてということも聞きました。それで、4階、5階となれば、階段で上がっていくにはやっぱり年齢的にもちょっと大変かなというようなことがあります。それで、村上のまちなかのほうではほとんど希望者が多いということですが、ちょっと外れたところで、特に荒川、坂町にある県と市営住宅の

ことについては、4階、5階がまたあきが多くということの状況となっているわけですが、この4階、5階について若者、特に若い人たち向けにできないものが、そして今の畳を何とかフローリングに変えることはできないものだが、そこら辺の方向というのはないのでしょうか、お聞きしたいと思います。

○議長（三田敏秋君） 都市計画課長。

○都市計画課長（東海林則雄君） 堤下住宅の4階、5階に若者は入れないのかということでございますけれども、4階、5階はあいている状態です、申し込みでほかの4階、5階使わなくても待機している方いないような状態でありますので、特にそこは考えておりませんし、あとはフローリングに取りかえることは考えられないのかということでございますけれども、現在はそのまま畳で使っておいてもらって、フローリングに全部変えるということになりますと、市で管理しております240世帯全部変えるという非常に多額のお金がかかります。現状のままで入居していただくというようなことで考えております。

以上です。

○議長（三田敏秋君） 稲葉久美子さん。

○5番（稲葉久美子君） 入居時の条件とか退去時の条件を教えてくださいというふうに申し上げたのですが、これらの条件について敷金が3カ月と聞きました。これについてもびっくりしたのです。それからまた出るときには、畳の表がえとか、障子、ふすまを取りかえると。とにかく入ったときには新しい畳のところには入れるのですけれども、出るときにはまたそれをもとに戻さなければならないという状況を聞いて、民間のアパートや住宅とはちょっと条件が違うのではないかと。特に低所得者向けであれば、3カ月の敷金ないしはそれは滞納というか、家賃を払わない場合のことだと思うのですけれども、ということや、それから退去するときに畳がえ、特に3部屋ぐらいあると16.5畳ぐらいの畳を取りかえなければならない状況ですよね。それがそうすると10万円を超えるような経費をかけないと出に出られないという状況があるみたいで、それでちょっと何かで裁判例を調べたら、退去するときのそういう状況というのは違反ではないかというようなことも、それ常々の家賃の中からこの中に入るべきではないかというようなことちょっと出ていたと思ったのですが、そこら辺についてはちょっと民間の住宅事情から考えてはどうかと思ったのですけれども、そこら辺はいつからそんなふうになっているのか。ずっとだったのでしょうか、お聞きします。

○議長（三田敏秋君） 都市計画課長。

○都市計画課長（東海林則雄君） 時期については、当初からそういうふうになっております。やはり公営住宅と民間のアパートでは性格が違います。家賃も違います。みんな今公営住宅では、それに低所得者で入ってくる方の家賃は1万円とか2万円というような形で、敷金も3万円とか4万円、5万円、その収入によって違うのですが、一般の民間の場合ですと、そういうのも全然違ってくると思います。

あとは、ふすまの張りかえ、畳の件でございますけれども、これについては先ほども市長からも答弁ありましたように、入居時に部屋の中の畳ばかりでなくて、ほかにフローリングもございます。流しもあります。風呂もあります。壁も床もあります。その部屋の中のこの部分を本市で直します、この部分は入居者の方にお願います、そういうようなことで入居時に入居のしおりというようなことでその他の注意事項とあわせて説明をいたしまして、そこで承諾をいただきまして、退去するときに履行してもらおうと。というのは、所有者の方がみんな畳がえ、ふすまの張りかえ、障子の張りかえ等を特に苦情をもらっているとかそういうことございませんので、みんな畳がえして退去していただいている状況でございます。

○議長（三田敏秋君） 稲葉久美子さん。

○5番（稲葉久美子君） 民間と公営とは違うというふうなことも言われましたけれども、でも借りる側からすると、やっぱり3カ月は大きいし、16.5畳の畳を取りかえるというのも大きいのではないかというふうに思うのです。それで、ですから20年、30年ともし入ってられる場合は、その間に畳がえとかいうのは自己負担でやるということになりますか。

○議長（三田敏秋君） 都市計画課長。

○都市計画課長（東海林則雄君） 先ほど申しました、入居時にそういうことを説明しております。例えばふすまの取っ手の周り非常に黒くなったので張りかえる、それも自己負担でやってもらいますし、通常の場合は畳の表がえはそんなにしょっちゅうしないのでないかなと思っております。

○議長（三田敏秋君） 稲葉久美子さん。

○5番（稲葉久美子君） 私社宅住まいしまして、定期的に畳がえしてもらったり直したりしてもらっていたものですから、そういうこと入ったら出るまでお構いなしということについてはちょっとわかりませんでした。民間住宅でも途中で取りかえたりする場合は、自分でやるのでしょうかけれども、しかし出るときになったら一応は見てもらって、修理しなくてもいいものについては家賃のほうから取るというようなことを聞いていますので、そこまでやって本当にいいのかというふうに思いました。本当に入所するときには入所したくて、出るときのお話まで聞いてもそのときは「はい」という返事をするのだそうですけれども、いざ出るときになったら、いや、そんなにお金かかるのだったら出られないではないかというようなことも聞きまして、本当にそれでいいのかなというふうには思ったのですが、聞いてみるとどちらでもそういう状況だということは私も思いましたけれども、本当に少しでも畳だけでなく〔質問終了時間10分前の予告ブザーあり〕リフォームしてフローリングするとかいうことも含めてちょっと考えていただけたらいいのではないかというふうに思いましたけれども、返事は変わらないでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 都市計画課長。

○都市計画課長（東海林則雄君） 公営住宅の管理につきましては、県営住宅もございまして、市営住宅もございまして。それぞれ公営住宅法に基づいて、県の公営住宅条例、市の条例等に記載されて

いまして、運営につきましては公営住宅を管理する市町村の担当者も毎年研修を開いて意見交換をしたりしながら管理を行っているところをごさいます、畳の表がえ、障子、ふすまについては、県内20市みんな同じような形で実施しておりますので、特に問題はなかったというふうに聞いておりますので、今のところその畳、ふすま、障子、従来からずっと退去するときにやってきてもらって、また次の人が入るとき、出るときにはまた新しくしていただくというのは、そのまま継続されていくものと考えております。

○議長（三田敏秋君） 稲葉久美子さん。

○5番（稲葉久美子君） 条例で設定されているということもわかりますが、いろんな意見があれば条例を変えるということも一考していただきたいと思います。

では、次に医学生の修学資金の問題で、まだ募集が始まったばかりということでしたが、11月に中等の学校で市長と5年生との懇談をやったということを知りまして、その中でそういう話が出てこなかったのかな、要望したのかなとか思いながらしておりました。瀬波小学校区に中等の学校があるということで、意外と中等の情報も入ってくるのですが、その中で本当に勉強してお医者さんになりたい、医療の現場につきたいというような人たちがいるのかなというふうに思ったのですが、そこら辺は学校へ行って見て、市長どうだったでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） この医学生の修学資金について、制度設計するときの大きな一つのきっかけというものがやはり中高生の医療技術者になろうという意欲、この思いがしっかりと確かにあるなということを感じた、それが一つのきっかけであります。そんな過程の中で、現在村上総合病院でキャリア・スタート・ウィークの医療現場での体験、そういうものをやっているわけでありまして、それがここ数年続いている中で、やっぱり中学生のそのニーズがどんどん、どんどん高まっていると。それで、その参加した子どもたちのアンケートを最終的に見させていただきますと、やっぱり僕は、私は医者になりたいという思いがあるというふうなことがありました。ことし実施をいたしました新潟の医歯学総合病院、大学病院に併設をされております医療技術センター、ここで今まさに現場で使われている医療機器、これも体験できるわけでありましてけれども、そのときに中等の前期の子どもたちが大勢そこに参加をしました。そんな中で、やはり現場のドクターのまさに今生々しい話を聞きながら、それを体験することによって、さらに今みずからの気持ちをしっかりと形づくっていくというようなことがあったものですから、それがこの制度設計にもつながっているという一つの要因であります。

ですから、私は今でも中等の生徒を含めて、このエリアに、圏域にいらっしゃいます中学生、高校生、今回は高校生とのふれあいトークもさせていただいたわけでありましてけれども、そこには多くのそういう思いを持っている方がいるなというふうに感じております。そんなところを率直に感じながら、この制度がしっかりと動いて、地元を愛する誇りある医学生がどんどん、どんどんこの

地域から輩出されていく、そしてこの地域における医療資源が充実をしていく、こういう姿を目指してこの施策については進めていきたいというふうに思っております。

○議長（三田敏秋君） 稲葉久美子さん。

○5番（稲葉久美子君） 医療の現場から、それから福祉の現場からやっぱり中高校生の訪問して学ぶということも大事なことだというふうに、中学生の子どもたちの意見も聞いてみるとそう思いました。ただ、今回だけなのか、今までなかったのか、保育園の保母さんの研修はなかったみたいですが、でも、やりたい人が保母がなくて介護施設へ行ってきて、でもよかったと、行ったら知り合いの〔質問終了時間5分前の予告ブザーあり〕おばさんがいて、優しくしてくれて、その場を学ぶことができたというふうに喜んでいましたので、その感動がやっぱり上級の学校へ行っても、さらにまた村上に戻ってきて住んでくださる、仕事してくださる方々に成長するのではないかというふうに思っていますので、積極的にやられることを願ひまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（三田敏秋君） これで稲葉久美子さんの一般質問を終わります。

午後1時まで休憩といたします。

午前11時46分 休憩

---

午後1時00分 開議

○議長（三田敏秋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

○議長（三田敏秋君） 次に、15番、平山耕君の一般質問を許します。

平山耕君。（拍手）

〔15番 平山 耕君登壇〕

○15番（平山 耕君） 清流会の平山耕です。お昼の1番目で、眠たくなる時間でしょうけれども、我慢して聞いてください。3点について質問します。

1番目、所有者不明土地問題について。ことし1月に、東京大学客員教授の増田寛也氏を座長とした所有者不明土地問題研究会が立ち上げられました。所有者が不明な土地の対応策を検討する上で、全国的な実態調査によると、平成28年度に実施した563市町村のうちの約62万筆のうち、所有者不明な土地は、その土地の比率は20.1%に及ぶと判明しております。地目別には、林地が最も高いとのこと。そして、所有者不明土地で最後の登記からの経過年数が長くなればなるほど所有者不明率が高くなることがわかりました。この問題は、個人の相続財産を登記するかないかの問題で、個人の自由とも言えるかもしれませんが、放置をしておくとか公共用地の買収等で必ず困ることになると考えます。相続登記の重要性を市民に広報していくことも必要であると考えますが、市

ではどのように考えているか、伺います。

2番目、本市における奨学金の問題について。近年全国的な問題として、奨学金の返済ができず、借りた本人やその保証人が訴えられるケースが続発しています。大学や短大を奨学金を得て卒業した後に当然返済が始まるわけですが、その返済ができなくなる若者が激増しているとのこと。これらの問題は、主に日本学生支援機構という組織が抱えていることではありますが、本市においても市独自の奨学金制度を利用して、多くの若者が大学や短大に通学し、勉学にいそしんでいます。この制度が実施されて数年が経過し、かなりの人が返済していると思いますが、今までに返済金の延滞とかトラブルはなかったのでしょうか。その場合、どのような方法で解決したのか、奨学金の返済が滞納になった場合の本市の徴収方法等についてお聞かせください。

3番目、村上市の工事請負契約約款について。新潟県建設専門工事業団体連合会と新潟市の建設関連幹部との意見交換会が先日開催されました。その席上、法定福利費を内訳明示する工事請負契約約款の改正を検討しているとのことが明らかにされました。改正の時期は未定としましたが、来年7月の中央建設業審議会での標準約款の改正を受けて、新潟市でも検討を開始し、法定福利費を内訳明示した「標準見積書」を活用するとともに、社会保険未加入業者の入札参加の排除とあわせて市の契約約款の改正を検討するとしていますが、本市でも改正を検討できないか、伺います。

以上3点について質問し、後で再質問します。よろしくどうぞ。

○議長（三田敏秋君） 市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） それでは、平山議員の3項目のご質問につきまして、順次お答えをいたします。

最初に1項目め、所有者不明土地問題について。相続登記の重要性を市民に広報していくことも必要ではないかとのお尋ねについてでございますが、議員ご指摘のとおり、所有者不明の土地は公共用地の買収や山林の荒廃、固定資産税の課税など、多方面への影響が懸念されております。また、土地の所有者が死亡した後も長期間にわたり相続登記をされないと、相続手続が煩雑になってしまいます。そのため、相続登記の重要性を市民に広報する必要があると認識をいたしており、相続登記の啓発記事や法務局で実施する相続登記の相談所開設を市報でお知らせするなどして広報に努めているところであります。また、固定資産税の納税義務者が亡くなられたときは、法定相続人へ納税義務の承継手続の依頼文書に法務局で作成した相続登記の啓発チラシを同封し、承継手続にいられた際にもこの啓発チラシを配付し、相続登記をしていただくようお願いをいたしているところであります。相続未登記は、他自治体でも懸念されており、昨年度北陸4県都市税務主幹者会議として「相続登記手続及び相続放棄財産の帰属先確定に向けた法整備と実行について」の要望書を国の関係機関に提出しているところであります。

次に2項目め、本市における奨学金の問題については、教育長に答弁をいたさせます。

次に3項目め、村上市の工事請負約款の改正について。中央建設業審議会での標準約款の改正を受けて、本市でも契約約款の改正を検討できないかとお尋ねについてでございますが、中央建設審議会によることし7月の公共工事標準請負契約約款の改正は、建設業において社会保険加入の徹底を図るとともに、企業間の公平で健全な競争環境の構築等を図る観点から行われたものと認識をいたしております。市の建設工事における入札参加登録業者につきましては、入札参加資格審査時点で社会保険等に加入していることを条件として登録を行っております。また、一般社団法人村上市建設業協会等の団体にも下請契約の際には各専門工事業団体が作成している標準見積書の採用や社会保険等未加入者への指導・助言についてお願いをしてくれているところであります。工事請負契約約款を改正し、法定福利費を明示した内訳書の提出を求めることにより、元請・下請業者間で法定福利費を反映した標準見積書を活用しやすい状況になり、建設業者の社会保険等への加入を一層推進できるものと考えますので、県や他市の状況を確認しながら、検討をいたしてまいります。

私からは以上であります。

○議長（三田敏秋君） 教育長。

○教育長（遠藤友春君） それでは、平山議員の2項目め、本市における奨学金の問題について、今までに返済金の滞りなどでトラブルはなかったか、また返済が滞りとなった場合の徴収方法等はどうなっているのかとお尋ねについてでございますが、本市の奨学金は合併後の新制度としてこれまで488人の方が貸与を受けており、昨年度末で滞り者19人、滞り額631万5,000円となっておりますが、これまで返済金の滞りに関するトラブルはありません。また、奨学金の返済が滞りとなった場合の徴収方法等につきましては、滞りが発生した場合は督促状を発送し、返還金の滞り期間が2カ月となったときに催告書を送付いたしております。催告書送付後も滞りしている方に対し、電話や呼び出し、訪問等の催告を行い、催告にもかかわらず滞りしている場合は、連帯保証人の方に対して納入督促を行っております。催告の対象となった方から納入期限の延長、または分割納入の申し出があった場合は、事情を調査して認められることができる場合は誓約書を提出していただき、分納等を行っているところであります。

以上でございます。

○議長（三田敏秋君） 平山耕君。

○15番（平山 耕君） 所有者不明土地の問題ですけれども、なぜこんなことを聞くかといいますと、さきの東日本大震災で低地にある津波の被災地から高台の造成地に住宅を移転するとき、防災集団移転促進事業が進められましたけれども、移転によって高台に所有者不明土地が数多く存在したために、事業の遅延ややむを得ず地域を除外、変更する必要が生じたからであります。所有者不明土地は、地方部にある農地、山林に多いわけでありまして、近年ではまち場にもある空き家や空き地にもこのような土地が存在するようになりました。今現在は、九州一円の土地が所有者不明土地となっておりますが、20年後には北海道の面積に及ぶと言われております。そんなこともありまして

お聞きしました。確かに相続した際に直ちに登記していれば、こうした問題は発生しませんが、農地の場合であればみずから耕作している分には登記をしなくても全く支障はないため、お金を払ってまでも登記する必要が感じられず、放置されてしまいがちになります。また、相続で引き継ぐ資産の価値と登記料が高くて割に合わないという事情も中山間地には多く見られます。資産として価値がなく、第三者との争いが生じる懸念がなければ、登記をしようという動機は働きません。その結果、相続未登記の土地がふえてしまうこととなります。それでも農地の場合は、特に優良農地は圃場整備事業のときに行われる換地で登記がされるおかげで、山林ほど複雑な状況にはなっていませんが、問題は生産性の低い農地で未整備圃場がありますが、これらは遊休農地になりやすく、さらには相続未登記になりやすい問題を抱えています。それを避けるためには、相続登記の重要性を広く認識してもらう必要があります。農業委員、農地利用最適化推進委員の皆さんには、何かの機会がある際、話題としてこの問題を取り上げ、意識の管理に努めていただきたいと思いますけれども、農業委員会の事務局長、どう思いますか。

○議長（三田敏秋君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（小川寛一君） 本件におきましても、農地の約15%が未相続地だという新聞報道がなされております。農業委員会といたしましても、ただいま言われたとおり、委員あるいは推進委員の皆様にごこのように啓発を進めるよう行っていきたいと思っております。

○15番（平山 耕君） 農林水産課長、どうですか。

○議長（三田敏秋君） 農林水産課長。

○農林水産課長（山田義則君） 当方につきましては、毎年営農計画書という点で各農家にそういう地番を記入したものをお渡しし、そして営農計画を立てていただいているわけですが、そういうことが不明であるということになれば大変問題だと思っておりますので、そういった相続関係はきちっと推移を見ていきたいと考えております。

○議長（三田敏秋君） 平山耕君。

○15番（平山 耕君） 確かにこういう整備したところ、例えば神林とか荒川とかは、そういうところは余らないと思うのですが、朝日とか山北についてはあると思うのですが、本当はないですか。今のところどのくらいありますか。相続未登記の問題。

○議長（三田敏秋君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（小川寛一君） 未相続の登記の件数につきましては、こちらのほうではちょっと把握しておりません。

○議長（三田敏秋君） 農林水産課長、把握していない。

農林水産課長。

○農林水産課長（山田義則君） 当方におきましても、農地台帳から持ってきての水田の計画書等になりますので、把握しておりません。

○議長（三田敏秋君） 平山耕君。

○15番（平山 耕君） なるべく早くそういうのはつかんで、そういうことがないようにしてもらいたいと思いますけれども、よろしくをお願いします。

所有者が不明な土地が経済的な損失を生じさせない仕組みをつくることが最も大事なことであります。もう一つは、最近市街地における空き地、空き家はもちろんのこと、森林の放棄のものについても非常に大きな問題になっております。それをさらに放置しておく、農地の集約化や山林の林道をつけたりそうしたときに非常に困る阻害要因になるということをよく肝に銘じて、しっかりと管理してもらいたいと思います。一番の問題は、国土の荒廃だと思うのです。国土の荒廃が進むのが一番懸念されます。そういうことで、今後ともぜひとも問題を多く捉えて考えて、相続については何かの機会捉えて必ず言うようにしてください。そのことでもう一回農林水産課長、どうですか。

○議長（三田敏秋君） 農林水産課長。

○農林水産課長（山田義則君） 今議員がお話ししたとおり、山林におきましてもそれらの相続登記がされることにより、施業等森林整備が進むと思いますので、また農地に関しても今後の営農に非常に重要な部分であると思いますので、推移を見ながら対応していきたいと思います。

○議長（三田敏秋君） 平山耕君。

○15番（平山 耕君） 農林水産省でも今この問題について、有効な手だてを方策を講じているところですので、肝に銘じてもらいたいと思います。その後、今後団塊の世代が大量に退職していくことになる、そして相続になるのですけれども、そうした多くの人のたちの相続の時代がこれから必ず来ます。そのときに所有権移転が行われないと、必ず所有者不明の土地が生まれます。生まれやすくなります。早期に所有権移転ができるようにするには、やっぱり市民一人一人の心がけというか、市民一人一人がそういうのを大事に思うことだと思うのです。所有権と登記はまた別問題ですから、所有権はあくまでも所有権ですので、かといってどうしても登記をしなくてはいけないということで今はないです。でも必ず後で来ます、そうした時代が。そういうような時代になりますので、登記の重要性というのを十分に鑑みてしてもらいたい。市長、どうですか。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 議員ご指摘のとおりだというふうに認識をいたしております。特に国土の保全というお話もあったわけでありまして、そういった意味合いからは山林が荒廃しているのが非常に危惧されるということでありまして、現在農林水産省のほうでも山を保全するという意味合いから、例えば土地所有者が不明なエリアについては、広域的事業に資する場合については市町村がそれを收容して活用できるような仕組み、これを法整備をしようというふうに今取り組んでいるわけでありまして、そういった形で今まさにそういう状況がある部分については、しっかりとクリアをしていくこと、それと議員がご指摘のとおり、確実にその所有者がわかって登記がされてい

るものについては、それをきちんとそれ以後も継続をさせていく、そのための市民向けを含めて広報の活動についてはしっかりと取り組みを進める、これが重要だろうというふうに思っております。

○議長（三田敏秋君） 平山耕君。

○15番（平山 耕君） 今団塊の世代の人たちにそうした問題をアンケートをとったところ、3割近くの方が相続登記を行う意向がないという結果が出ているのです。確かに価値のある土地であったり、価値のある家であったりすれば、当然登記はすると思うのです。ところが、ないところ、例えば山林であったり価値のないような圃場であったりすると、むしろないほうがいいという方が、考えている方が本当に大勢いるのです。そういう人たちがもし放置しておけば、やっぱり大変な問題になると思うのです。必ず国土の荒廃につながりますので、そうしたことも含めて非常に難しい問題なのです。案外したくないのです、登記は。そんなことも含めてよくよく考えておいてもらいたいと思います。

もう一つは、空き地、空き家の問題なのですけれども、最近非常に空き地、空き家がふえております。先ほど宅建協会に提供してもらって空き家調査やりましたけれども、村上市で1,500以上の空き家があるということが判明しました。1,500以上です。かなりのものです。これだって放っておけば、必ず所有者不明のところになるはずなのです。これが2代、3代いけば、3代になればじいちゃん、ばあちゃんのその前のところまでずっとさかのぼらなければいけませんからもう無理です、はっきり言って。何百万円もかかるのです、たった1万円ぐらいの土地に対して。そうした時代は必ず来ますので、なるべくそうならないように早目早目に手を打つように方策を講じてもらいたいと思いまけれども、市長どうですか。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 私も同じ危機感を共有している一人として、今回宅建事業者さんを中心としまして、市内の空き家の状況を確認をさせていただきました。それを今であればわかるわけでありますので、しっかりとわかる状況の中でそれを維持するのか、例えばそれをまたお金的なものの財産に変えるのか、いろいろお考えが所有者にはあろうと思います。それが空き家になっている原因が当然あるわけありますから、それがクリアされなければずっと空き家が続くわけでありますので、しっかりとそれについては情報として集約するということが大切だというふうに思っております。現に一つ一つやっていきますと、非常にこれは難儀な作業になっているのが実態であります。ただ、我々はそれをきちんと法にのっとった形で整理をしなければならぬという責務も負っているわけありますから、それを逸脱することのないように、しっかりとそれが有効に活用できるような仕組みにしていきたいというふうに思っています。いずれにしましても、空き家を有効に活用するという大きな視点も持ちながら、空き家についての対策については取り組みを進めたいというふうに思っております。

○議長（三田敏秋君） 平山耕君。

○15番（平山 耕君）きのうの新潟日報に載っていましたが、国のほうでも空き地・空き家対策として5年の賃貸、所有者がわからない土地の有効活用に向けた新法案の骨子をまとめております。所有者不明の空き地に5年以上の利用権を設定し、公園や農作物の直売所など広域性の高い事業目的に使えるような新制度の創設が柱となる2019年度施行を目指すというのがきのうの新聞に出ていたのですけれども、これらを活用しながら、なるべくそうしたのではないように、市のほうでも注視しながら、なるべくそういうのないようにしてもらいたいと思うのですけれども、総務課長いかがですか。総務課長どうですか。

○議長（三田敏秋君） 総務課長。

○総務課長（佐藤憲昭君）先ほど来から市長も含めて答弁していたとおりでございます、私も同感でございます。

○議長（三田敏秋君） 平山耕君。

○15番（平山 耕君）私も一応宅建業者なので、空き家の問題でよく仲介をしているのですけれども、何件もしております。やはりそれでも村上市は、まだ人気があるほうだと思っております。全国から多分空き家バンクのところに、ネット見ながら来ている方が多いのではないかと思います。今までも十何件も決まったと思うのですけれども、そうした意味で村上市はまだまだ魅力あるし、生き残れるまちだと私は思います。そんなことで、これからもさまざまなメディア使いながら、そうしたのがないようお願いしたいと、こんなふうに思います。もう一度市長、いかがですか。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君）今村上市の魅力を含めての空き家バンクの活用というお話をいただいたの、本当にありがたいなというふうに思っているのですが、今回議員がご披露いただきました増田寛也先生のその統計調査の内容、特に東京圏の人口減少問題対策の検討会の議論の中で、やはり若者と高齢者、現役をリタイヤされて、次のステージに第2の人生を歩まんとしている人方という世代のアンケート調査をいろいろとお聞きを、拝見をさせていただきますと、若い皆さん、比較的自分が欲するものがやはり教育であったり、生活環境であったり、子育てがしやすい環境なのでありますが、次のステージを目指す方々については、より時間のゆとりのある、そういう中でゆったりとした生活を送りたいということで、やはり地方志向があるというふうな知見もご披露いただいているところであります。そういった意味において、村上市がそういう方々をお迎えできる環境って非常にこれは強いのだろうなというふうに私も思っています。そんなところを一つのメニューとしては、空き家バンクの活用も含めて空き家をそういうふうな活用方法として提供していくというのも一つの考え方だろうというふうに強く思っているところであります。そんなところをコーディネートできれば、比較的先ほど議員お話ありました1,500という空き家、もう少しあるのかもしれませんが、そこのところをしっかりと活用できる、その1割でも2割でも活用できれば、やはりまちなかのにぎわいの創出にはつながっていくのだろうなというふうに思っております。ひいて

はそれが暮らしやすい、住みやすい村上市というまちづくりにつながっていくのかなというふうに思っておりますので、しっかり取り組み進めたいと思っております。

○議長（三田敏秋君） 平山耕君。

○15番（平山 耕君） 総務省でも一定の条件を備えた土地については、相続登記に係る、登録免除税を来年から減免するような税制改正を要求中であると聞いています。そして、さらには不動産登記の義務化が検討されていて、登記をしない場合には罰則を設けるといふ県も出されています。いずれにしても社会のルールとして、これは確立されていくものと思われまふ。土地は私有財産、私の財産であるとともに、国民の貴重な共有物でもあります。という意識を住民個々が持つべきなのです。公共の福祉に適合した適切な利活用、もしくは管理がどうしても必要であります。いずれにしても自分の死後は、家も土地もお金までも市に寄附していくという方がこれからかなりふえていくのではないかとと思われまふ。そうしたことのために、市はどのようにそれを活用するか、どのように考えるのかということをもう一度市長どうですか。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） ご自分の土地を、財産をそういう形で管理ができないので寄附をするという、そういう考え方もあろうかと思ひまふけれども、やはり先祖伝来の土地、建物、これをしっかりと未来にわたって継続をしていきたい。そのためには、何らかの措置をしたいというふうにお考へになる方もいらっしゃると思ひまふ。それぞれ個別にそういう思いに至るのだからというふうにお考へておりますので、そこがスムーズに次のステップにと申しまふか、それをきちんと継続できるような仕組み、これをまず提供するのが一番かなというふうにお考へているわけでありまして、そういう中で我が村上市におけるコミュニティ、これは将来にわたって継続をさせていかなければならないわけでありまふから、そんな中でそういうものとどういふふうな形で融合できていくのか、そのことはまちづくりの大きな視点だと思ひまふので、その視点を外すことなく、取り組みは進めたいというふうにお考へております。

○議長（三田敏秋君） 平山耕君。

○15番（平山 耕君） そうなのですけれども、本当にそうならない時代をもちろん望んではいるのですけれども、必ずそうした時代が来ると私は思ひまふ。ぜひともそのときのために、市も皆さん用心して、なるべく登記を完全にしむけるようお願いしたいと思ひまふ。死ねば市に必ず死亡届は出まふので、そのときに相続の登記の重要性を言っただされば、広報したださればいいのです。そのことも含めまして、福祉課長どうですか。

○議長（三田敏秋君） 福祉課長。

○福祉課長（加藤良成君） やはり登記というのは重要になってきますので、私もその登記の重要性を十分知っておりますので、必要かと思ひまふ。

○議長（三田敏秋君） 税務課長。

○税務課長（建部昌文君） 一応固定資産税のほうの関係で、亡くなられた場合には納税義務の承継  
手続というのがありますので、その承継をされると思われる方にその承継の手続の申請のほか  
に、法務局のほうで作成しましたこういったカラー刷りの啓発チラシがありますので、その都度送ら  
せていただきまして、相続登記していただくようにしているところでございます。

○議長（三田敏秋君） 平山耕君。

○15番（平山 耕君） 1回さえきちんとやっておけば、大体何代も続くわけですので、とにかく今  
までは相続しても登記していない方が本当に大勢いたのです、今まで。私もよくわからぬのだけ  
れども、ある程度しかないのだけれども、今の方たちが1回やればかなり年月が続きますので、そ  
うした思いを含めて、亡くなったら必ずそうしたことを伝えてくれるようお願いします。もう一度。

○議長（三田敏秋君） 税務課長。

○税務課長（建部昌文君） これからのやはり相続登記になりますと、法務局との連携が必要にな  
ってきますので、チラシの配布ですとか広報への掲載とか、そういったものを継続していきたいと思  
っております。

○議長（三田敏秋君） 平山耕君。

○15番（平山 耕君） そのことも含めて、市役所の皆さんにはぜひともそれは全員でそのことの問  
題を共有しながら広報してもらおうようお願いいたします。それで1番目の質問を終わります。

2番目の質問に入ります。奨学金の問題なのですが、奨学金を借りる学生はこの20年間で  
着実に増加しておりまして、これは村上市のことではない、国全体のことなのだけれども、2013年  
度には134万人が借りる状況となっています。今や大学生や短大生の39%が学生支援機構から奨学  
金を借りており、借入額は1人平均して無利子のやつで約236万円、有利子のやつだと343万円に及  
んでいます。なぜこうなったかといいますと、やはり学生の親も賃金が下がったということと、も  
う一つは授業料とかそういうのが上がったのです、10年ぐらい前で比べると。非常に学生がそうい  
うことで進学できなくなったという事情があると思います。奨学金返済の延滞に加えた法的措置は、  
2006年度には約1,180件ぐらいしかなかったのですけれども、15年度になると8,713件にも上りま  
す。それが返せない場合には、両親のもとより祖父、祖母、おじ、おばにまで請求行くことが珍し  
くないわけです。さらに、支援機構では3カ月以上の延滞がある人には、個人情報個人情報機関  
に登録します。ブラックリストに載るわけです。これに載ってしまうと、新たにクレジットカード  
がつかれなくなったり、各種ローンを組むのが難しくなったりします。この情報は、返済完了から  
5年後に削除されるために、返済ができたとしてもその後の生活にかなり長い間影響及びます。先  
ほどの答弁の中で、村上市でもそうしたのについては、そこまではないでしょうけれども、延滞も  
あるし、お父さん、お母さんにもそうしたのが必ず情報が行くというようなことがありましたけれ  
ども、延滞で最高どのぐらい続いているのですか。

○議長（三田敏秋君） 学校教育課長。

○学校教育課長（木村正夫君） 延滞が滞納が一番長いので7年くらいだということで認識しております。

○議長（三田敏秋君） 平山耕君。

○15番（平山 耕君） それで、そういうときには罰則というのはいないのですか。重大な罰則というもの。

○議長（三田敏秋君） 学校教育課長。

○学校教育課長（木村正夫君） 罰則というものはございませんけれども、こういうふうに答弁をしましたように、督促をしたり催告をして連絡をとり合って、分納を進めて必ず返納させるという考え方でやっております。

○議長（三田敏秋君） 平山耕君。

○15番（平山 耕君） 市の制度ですので、有効に使ってもらって、最後に子どもというか若者が泣かないような、泣くことのないようなやり方で返済をお願いしたいということで、そういうふうに思っているのですか。

○議長（三田敏秋君） 学校教育課長。

○学校教育課長（木村正夫君） 議員の申しましたような考え方でやっております。

○議長（三田敏秋君） 平山耕君。

○15番（平山 耕君） 政府与党が先ほどの質問にも出ましたけれども、前の質問にも出ましたけれども、返済不要な給付型の奨学金や授業料の減免等の拡充を検討しておりますが、学生への経済支援に必要な施策を聞いたところ、給付型の奨学金の拡充や授業料の減免を多くする学生が非常に多かったということです。財政負担の抑制を理由に、卒業後の所得に応じて返済額が変わる所得連動型の奨学金の拡充や出世払い方式の導入も検討中であるとのことでもあります。本市においても当然若者は、就職した当初は給料が低いわけです。だんだん上がるわけです。だから所得連動型の返済方式をとってもいいのではないかと自分で思うのですけれども、その点ではいかがですか。

○議長（三田敏秋君） 教育長。

○教育長（遠藤友春君） 返還の仕方については、一定の金額でずっと10年間だったら10年間で返済する方法もありますし、ある程度収入が得たらその時点でたくさん返済することもできますので、柔軟な方法だと認識しているところです。

○議長（三田敏秋君） 平山耕君。

○15番（平山 耕君） くれぐれも若者を泣かせるようなことないようにひとつ、頑張っているのだけれども、上手に返済は進めてもらいたいと思います。

次の問題に移ります。3番目の問題ですけれども、契約約款の改正なのですけれども、建設専門工事業者というのは通常大手のゼネコンと言われる総合建設業者の下請に入って仕事を請け負っているわけなのですけれども、近年の工事価格では簡単に従業員の社会保険料を捻出するような状況

ではないのです。私も五、六年前までは、そうした会社を経営していたからよくわかるのです。そして、専門工事業者の連合会って新潟市にあるのですけれども、そこにも入っていました。したがって、そのことについてはよくよく理解しています。相当力のある下請業者ではないと、社会保険料までは捻出できないのです。そうしたわけであります。確かに会社の1人、2人は入っているのです。でも全員は無理なのです。半分ぐらいです、社会保険入っているのは。〔質問終了時間10分前の予告ブザーあり〕でも社会保険に入っていないと、退職後の生活が本当に容易でない。これよくわかる。そのことも含めて、こういうこと答えるのは、財政課長。

○議長（三田敏秋君） 財政課長。

○財政課長（田邊 覚君） 市長答弁にもありましたように、国のほうで今回標準約款を改正されました。このことについては、県を通じて私ども市町村のほうにも連絡が来てございます。それから、今後の対応、お答えしたとおりなのですけれども、現実的には約款を、この約款をそのまま同じように市のほうの約款も単純に変えて、それで趣旨、社会保険加入促進であるとかの本来の趣旨は、実現するかどうかというのは甚だ疑問なところがありますので、私どもといたしましてその工事約款の改正の前の段階で、ほかに実際に実効性の高まる、本市の特に事業者にとって実効性の高まる方策はないものかということも考えていきたい。そのために、県のこれからの動向であるとか、近隣市町村の動向も踏まえて、できれば隣接する市町村が同じような対応でできるようになればいいなというふうに思っまいりまして、そのために今後検討していきたいというふうに考えているところです。

○議長（三田敏秋君） 平山耕君。

○15番（平山 耕君） なぜこんなこと言うかということ、例えば下請業者は当然請け負うわけです。請負った中から社会保険料捻出するのは当然の義務でもある。それよくわかるのだけれども、そこに最低金額の中にこの分は社会保険料の分ですよとはっきり明示されていればやりやすいのです、やっぱり社長だっても。皆さんやりやすいというか、割かし社長も従業員もわかりやすく、従業員は当然社会保険料よりも現役のときは給料高いほうがいいという人が大半なのです。そのこともあって、社会保険料掛けないというところが多いのです。相当力ある会社でも社会保険料全部掛けているなんてところないです、私の経験では。だからそうしたものが入っていれば、これが社会保険ですよとわかれば非常に会社でやりやすいと思います。そんなこともあって言ってみたのです。市長どうですか。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 少なからず私も現場の状況については、承知をしているつもりであります。個別具体的な話になると、そういうことも幾つかお聞きをするケースはありますが、ただ先ほども申し上げましたとおり、社会保険料加入の条件といたしまして入札参加資格を審査をさせていただいて、登録をさせていただいているわけでありますので、それがまず制度としての前提とい

うことになろうかと思います。その先の部分、実態側で元請含めて下請、またその先というところの実際の従業員の皆様方の所得を安定して確保していくということと、それを両建てでやはり考えていかなければならない。ちゃんとした制度にのっとってそれが担保できるような仕組み、そういう意味で先ほど財政課長のほうからお話し申し上げましたとおり、その今改正のあったところと我が村上市における実態に即した形というところを少し研究をさせていただきたいというふうに今考えているところであります。

○議長（三田敏秋君） 平山耕君。

○15番（平山 耕君） 私自身もこの問題については随分苦労してきましたので、こうしたことがこれは建設新聞に載ったことなのだけれども、載ったことを今言っているのですけれども、すごく目につくのです、やっぱり自分でも苦労したから。したがって、こういうのがあれば社会保険も掛けやすいな。やっぱり現役のとき、退職後のことを思えば当然厚生年金のほうがいいに決まっています。いいに決まっています。だけれども、それなかなか掛けられないというのが現実あるものですから、あえて言ってみたのです。そんなことなく、十分な工事単価があればいいのでしょうけれども、そもいかないし、どこかで折り合いをつけなければいけないというようなこともありまして、今言っています。〔質問終了時間5分前の予告ブザーあり〕それらも含めて、このことがちゃんと工事約款に載ればこの分は社会保険の分だよというようなことを例えば小さな会社の社長でもどんな人でも思うと思うのです。一人親方が2人でやっている人は別です。大概10人以上の一応会社です。会社の人たちがよっぽど悩んでいる人本当多いのです。そんなことも含めまして、多分村上でもこうしたことあればいいなということを思って質問しています。総務課長いかがですか。

○議長（三田敏秋君） 総務課長。

○総務課長（佐藤憲昭君） 設計価格の中に社会保険の額を入れるかどうかというのは、これは別の問題としまして、やはり下請から始まりまして孫請まで、その村上市にとっては市民所得の順位としては県下で下のほうでございますので、市民所得を上げるという意味では別な方法でやはり考えていかなければならないというふうに思っております。

○議長（三田敏秋君） 平山耕君。

○15番（平山 耕君） 確かに仕事は公共事業だけではなくて、民間の仕事もあるわけで、全部が全部それに適用するとは思わないのだけれども、少なくとも市発注の工事ぐらいはそうしたことをクリアできるような単価は出してもらいたいと、そんなふうに思いますけれども、最後にもう一度市長どうぞ。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 市におきましても標準的な設計単価を使って出しているわけでありまして、当然その中には折り込みであると、それは一つの議論としてあるのだろうと、るるとして市はしっかりとその取り組みを進めながら、公共工事として発注をしているつもりであります。その先、ど

うというふうな資金繰りを含めて動いているのかというのは、またこれは実際の市場経済の動向でありますので、そののところにしっかりと反映をさせることができ、なおかつ請負者を含めたそこに携わる皆様方の所得につながるようなものにつなげていく、これが大切だろうと思っています。結果的には、村上市全体の経済力が上がるわけでありますので、それは市にとってもよしとする部分でありますから、そういうふうな形の経済の循環が図られるような、そういう仕組みをしっかりと取り組みを進めて検討をしていきたいというふうに思っております。

○議長（三田敏秋君） 平山耕君。

○15番（平山 耕君） 建設課長にも聞いておこうかな。建設課長どうですか。

○議長（三田敏秋君） 建設課長。

○建設課長（中村則彦君） 私どものほうもそれらの実態を十分研究させていただきまして、国、県の実態を研究させていただいて、対応に努めたいと考えております。

○議長（三田敏秋君） 平山耕君。

○15番（平山 耕君） 確かにこの問題は難しいと思いますけれども、村上市の中で農業をしながら建設業やっている人たちというのは本当に多いのです。多くて、その方たちが退職後、またさらに苦勞して生活するというようなパターンはもうそろそろやめというか、もう終わりにしてもらいたいと、そんなことを思いながら、ぜひとも市役所の方たちにそうした思い共有して、気持ちの中に肝に銘じておいてもらいたいと思ひまして、そんなことを思いながら一般質問を終わります。どうも。（拍手）

○議長（三田敏秋君） これで平山耕君の一般質問を終わります。

午後2時5分まで休憩といたします。

午後 1時49分 休 憩

---

午後 2時05分 開 議

○議長（三田敏秋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

○議長（三田敏秋君） 次に、14番、竹内喜代嗣君の一般質問を許します。

竹内喜代嗣君。（拍手）

〔14番 竹内喜代嗣君登壇〕

○14番（竹内喜代嗣君） それでは、通告いたしました大きな項目で3点について一般質問いたします。日本共産党の竹内喜代嗣でございます。

大きな項目の1点目でございます。国民健康保険の都道府県単位化についてお伺いをいたします。

その1、国民健康保険改革によって来年度から都道府県が加わり、中心的に運用されることとなります。県に一本化されるということではありません。また、市町村による国保保険者もこのまま

で存在します。ついては、国民健康保険の都道府県単位化による制度の変更点について改めてお伺いいたします。

2点目、現在の準備状況と都道府県単位化後のメリット、デメリットをお聞かせください。

、来年度国は、保険者努力支援制度として800億円程度用意するということですが、村上市の対応をお伺いいたします。

、全国知事会が国に対し消費税増税にかかわらず国保についての支援、子ども医療費助成に対するペナルティーをなくすことなどを要望していますが、市長の見解を伺います。

大きな項目の2点目、来年度から変わる米需給調整と農政改革についてお伺いをいたします。

、減反政策が廃止されます。来年度は、米価が下落すると言われています。減反政策にかわる産業政策としての具体的な市の対応をお伺いをいたします。

、農政改革として農協の解体や株式会社化が言われています。世界恐慌に対峙して生まれた協同組合は、本市の農業振興においてもこれからも重要な役割と必要性があると考えますが、見解を伺います。

、来年度の戸別所得補償廃止で大規模農家ほど打撃を受けます。制度の復活と必要性を国に伝えていただきたいと思いますが、市長の見解を伺います。

大きな項目の3点目、市道の補修と維持管理の状況についてお伺いをいたします。

、合併後の道路維持管理経費のうち修繕料の推移を伺います。

、現在要望が上がっている補修要望箇所数とそのうち未施工の箇所数を伺います。

、高齢化の進行で安心安全な道路は、市民の願いです。市長の見解を伺います。

以上、積極的なご答弁をお願いいたしまして、降壇して再質問いたします。

○議長（三田敏秋君） 市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） それでは、竹内議員の3項目のご質問につきまして、順次お答えをいたします。

最初に1項目め、国民健康保険の都道府県単位化についての1点目、制度の変更点は何かのお尋ねについてでございますが、平成30年度からは県も国保の保険者となり、国保財政の責任主体となります。市町村は、これまでと同様に被保険者から保険料または税を徴収して、県に国保事業費納付金を納付し、県は市町村に必要な保険給付費用の全額を支給する納付金制度が導入されることが大きな変更点となります。また、被保険者の資格管理が県単位となることから、県内市町村間で住所を移動しても、高額療養費の多数回該当が通算されることになり、負担軽減されることが上げられます。

次に2点目、現在の準備状況と都道府県単位化後のメリット・デメリットはとのお尋ねについてでございますが、現在資格管理等の県単位化に対応するため、システムの改修及びテストを実施い

たしております。国保事業費納付金等につきましては、11月に県から示された仮算定結果を踏まえ、関係課で協議を重ねているところであります。来年1月には、本算定結果が示される予定であり、来年度の保険税率等について早急にお示しできるよう準備を進めているところであります。

なお、都道府県単位化後のメリットにつきましては、県が国保の運営を担うことにより、国保財政の安定化や事務の効率化が図られ、国民皆保険制度の堅持が期待されるところであります。また、都道府県単位化がなされていない現状では、明確なデメリットは見えておりませんが、平成30年度以降も県と市町村が緊密に連携することにより、このたびの制度改革がよりよいものとなるよう努めてまいります。

次に3点目、国による保険者努力支援制度への対応はとのお尋ねについてでございますが、本制度は国保制度改革の中で医療費の適正化に向けた取り組みなどに対して支援する制度であります。既に昨年度から前倒しで実施されており、本市におきましては糖尿病等の重症化予防など重要課題への取り組みが評価され、約940万円の交付金を受けております。平成30年度からさらに公費が拡充されますが、本市といたしましても医療費の適正化に向けて重症化予防や特定健診受診率の向上等に一層取り組んでまいります。

次に4点目、全国知事会から国に対して消費税増税によらない国保への支援や子どもの医療費助成に対するペナルティー廃止などの要望についての見解はとのお尋ねについてでございますが、国保制度改革が円滑に実施されるためには、制度設計のかなめである公費の拡充が極めて重要であり、国には確実に実行する責任があると考えております。また、子どもの医療費助成事業を実施している自治体に対して、国保の国庫負担が減額調整されております。平成30年度からは、未就学児までを対象に減額調整措置が廃止されることになりましたが、全国知事会の要望は年齢に限らず全てを廃止することを求める内容となっており、いずれの要望事項も国保財政の安定化につながる有意義なものであると考えております。

次に2項目め、来年度から変わる米需給調整と農政改革についての1点目、減反政策にかわる産業政策としての具体的な市の対応はとのお尋ねについてでございますが、米の生産調整政策が米価の維持及び経営の安定に寄与してきましたが、水田農業がこれからも本市の中心的産業として継続していくには、経営基盤の安定充実が必要と考えているところであります。このため、農地中間管理機構を通じた農地の集約化及び生産の効率化によるコストの低減を進め、また担い手の育成等により、今後とも米を基幹作物とした水田農業に取り組んでまいります。

次に2点目、農政改革として農協の解体や株式会社化が言われているが、本市の農業振興においても農業協同組合はこれからも重要な役割と必要性があるのではないかとのお尋ねについてでございますが、市内の2つの農業協同組合は、本市農業再生協議会の構成団体として地域農業の振興を担っていただいております。現在農業協同組合法の改正も含め、農政改革が進められておりますが、地域の農協が地域の農業者と力を合わせて農産物の有利販売等に創意工夫を生かして、積極的に取

り組んでいただけることを期待いたしているところであります。

次に3点目、戸別所得補償制度の復活と必要性を国に伝える考えはないかとのお尋ねについてでございますが、国は平成30年からの米政策では、生産者や集荷業者・団体がみずからの経営判断や販売戦略に基づき、需要に応じた米生産を行うこととしております。また、本市といたしましても新たな米政策に対応するため、岩船米の需要拡大に努めているところであり、平成29年第1回定例会で議員のご質問にお答えをいたしましたとおり、制度の復活を国へ要望することは考えておりません。

次に3項目め、市道の補修と維持管理の状況についての1点目、合併後の道路維持管理経費のうち修繕料の推移はとのお尋ねについてでございますが、本市の道路施設の多くは建設から年数が経過し、老朽化が進んでおり、決算額を比較いたしますと平成20年度は2,927万7,941円でありましたが、昨年度は7,260万9,910円であり、年々増加しております。なお、件数といたしましては、年間300件前後で推移をいたしております。

次に2点目、現在の補修要望箇所数とそのうち未施工箇所数はとのお尋ねについてでございますが、区長会や町内集落等からの補修要望箇所は119件で、うち48件が未施工となっております。現場状況により経過観察している箇所もございますが、早期の対応に努めて参ります。なお、このほか区長会等からは大規模な改修が必要となるような要望がありますが、改修工事につきましては必要性や緊急性など優先度を検討しながら、計画的に工事を進めているところであります。

次に3点目、高齢化の進行もあり、安心安全な道路が求められているのではないかとのお尋ねについてでございますが、定期的な道路パトロールと市民の皆様からの情報提供等をもとに道路状況を把握し、舗装の段差や側溝のふぐあいなどの解消に努め、高齢者を初め利用者が安心、安全に通行できるよう対応を進めており、引き続き維持管理に努めてまいります。

以上であります。

○議長（三田敏秋君） 竹内喜代嗣君。

○14番（竹内喜代嗣君） それでは、再質問を申し上げます。

最初に、国民健康保険の都道府県単位化についてお伺いをいたします。資料でお配りをいたしました、これは第3回新潟県の国民健康運営協議会に提出された資料でございます。このことについて、下手くそな私が申し上げるよりは、課長にお伺いしながら説明をいただきたいと思っております。

まず、この前文に出てきます激変緩和措置を実施しているというふうに書いてありますが、この激変緩和措置というのはどういうことでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 保健医療課長。

○保健医療課長（信田和子君） 平成30年度からの制度の創設に伴いまして、国のガイドラインに基づき、今回の仮算定ですと平成28年度との比較による保険料が余り上がった市町村に対しての激変緩和措置ということで実施した算定結果でございます。

○議長（三田敏秋君） 竹内喜代嗣君。

○14番（竹内喜代嗣君） それで、2ページ目をごらんになっていただきますと、ちょうど今見ました反対側、裏側になりますが、仮算定結果ということで一覧表で納付金標準保険料額ということで載っておりますが、ちょうど上から10番目ぐらいだったでしょうか、村上市の状況についてちょっとこれご説明をいただきたいと思います。現在の保険料額と比べてどうなのかも含めてお伺いをします。課長お願いします。

○議長（三田敏秋君） 保健医療課長。

○保健医療課長（信田和子君） あくまでもこの資料にございます金額といえますのは、国のガイドラインとか県の国保の運営指針に基づきまして算定いたしました理論値でございます。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○保健医療課長（信田和子君） 最初から、済みません。では言います。この表に示します1人当たり納付金、こちらにつきましては平成30年度、平成28年度とありますけれども、平成28年度につきましては決算ベース、それぞれの市町村の決算ベースで、今回の仮算定のための試算の国から示されたものにのっとりまして導き出した理論値というところでございます。同様に、平成30年度の1人当たり納付金というのも平成30年度推計いたしまして、理論値として導き出したものでございます。

また、1人当たり標準保険料額というところで載っておりますが、こちらにつきましては保険納付金の金額から各市町村ごとの特例の事情や実績等に応じて交付されるそれぞれの公費があります。それを減算して、また各市町村保険者の保険事業等の市町村独自の取り組みの費用を加算したことで推計した理論値でございます。あくまでもまだ仮算定の、国から示された仮の係数で行った理論値でございますので、参考値として見ていただければありがたいと思います。

○議長（三田敏秋君） 竹内喜代嗣君。

○14番（竹内喜代嗣君） これ単純に見て、黒い三角マークで係数が書いてあるわけですが、例えば平成30年度1人当たり標準保険料額では8万902円ということで、少し下がるというふうに見えるわけですが、これでいいのでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 保健医療課長。

○保健医療課長（信田和子君） 先ほどもお答えしましたとおり、理論値としては下がっているという結果です。また、その仮算定の暫定条件といたしまして、国からの公費の拡充額1,700億円を拡充するとされていますが、現時点で仮算定のときは約1,500億円を反映したものとなっております。それは、国全体で1,500億円ですので、この本件における公費拡充の推計値としましては、新潟県として納付金のベース、納付金のところで約23億円、保険料のところで努力支援の分等になりますが、約6億円、これらが公費として入っている数字が入っておりますので、下がっている要因の一因でもあると思っております。

○議長（三田敏秋君） 竹内喜代嗣君。

○14番（竹内喜代嗣君） 質問の最初に、全国知事会の要望について、市長のご意見も伺ったわけですが、ということでもうこれは世論だと、単純に平均値で課税されたら、もう上がるところはほとんどですから、その上がったところの平均で村上的ような収入も少なく、医療費もそんなにかかっていないのに平均でやられたら大変なことになるかと思うのですが、全く平均になったらどのくらいになるか、全くいいかげんでいいので、大体の数値でこれ平均すればいいのかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 保健医療課長。

○保健医療課長（信田和子君） 済みません。そこは、県の竹内議員さんの配られた資料の県平均というところで載っておりますので、私どももその数字しか把握しておりませんので、ご理解願いたいと思います。

○議長（三田敏秋君） 竹内喜代嗣君。

○14番（竹内喜代嗣君） つまり2万円ぐらい上がってしまうというふうに見えるのですが、それでいいのでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 保健医療課長。

○保健医療課長（信田和子君） 済みません。あくまでも県平均値ということで、資料2の中段から下のほうに載っておりますし、その内訳というか、各市町村ごとの理論値がその裏の一覧になっているものと思っております。

○議長（三田敏秋君） 竹内喜代嗣君。

○14番（竹内喜代嗣君） それで、取り組みの中で大事なと思われるのは保険者努力支援制度、このことについて具体的に村上市でもできる事柄だと思うのですが、例えばこの議会でも議論された人間ドックに対する助成をして、ドックを受けられる方がもっとふえるように、あるいは特定健診ではとても物足りないという方もいらっしゃると思いますので、私そういう事柄を市が実施をすれば努力支援の項目に当てはまるのかなというふうに思ったのですが、いかがでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 保健医療課長。

○保健医療課長（信田和子君） 保険者努力支援の制度につきましては、求められる共通の指針であったり、国保特有の指針がありまして、その指針の度合いによって点数配分がされ、それによって交付が来るものでありますので、より重要なものを取り組むことでたくさんの交付が来るものと思っております。当市としてもなるべくたくさんの点数をとれるような保険事業をやっておるところでございます。

あと先ほどの今のお話でありました人間ドック等の関係につきましては、費用のほうで上がってきますけれども、評価のところでは特定健診の受診率、これが大きな評価となっておりますので、やはりそこを上げることのほうが大切でないかなと思っております。

○議長（三田敏秋君） 竹内喜代嗣君。

○14番（竹内喜代嗣君） 私もこのようにおなか周りが大きくて、メタボなわけですが、こういう人がやっぱり努力して、そういう事業を行って私のようなメタボの人が減ると評価されるというふうなふうに、糖尿病の重症化を防ぐなんていう取り組みがあるようですが、その辺伺います。

○議長（三田敏秋君） 保健医療課長。

○保健医療課長（信田和子君） 努力支援の評価の中には、保険事業ばかりではなくて、やはり税率の収納率の向上であるとか、ジェネリックの医薬品の向上であるとか、ジェネリック医薬品を使う率の向上であるとか、さまざまな観点から医療費の適正化に向けた指標になっておりますので、決して保険事業だけではございませんので、ご理解願いたいと思います。

○議長（三田敏秋君） 竹内喜代嗣君。

○14番（竹内喜代嗣君） それで、要するに国の激変緩和措置の判断基準の中に私どものような、要するに低所得者の方が多いという、あるいは高齢者の方が多いというのもポイントになっているかと思うのです。それで、税務課長からいただいた資料3ページ目についていますが、3ページ目の1人当たり所得で見ますと、これはまた米が豊作だったりするとちょっとふえたりもするのですが、1人当たりの所得がこの村上市の国保加入者ですと47万円なのです。県の平均あるいは国の平均と比べて著しく所得が低いのではないかなと思うのですが、具体的な判断、たしか県の平均は80万円ぐらいというふうに聞いたような気がするのですが、課長いかがでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 税務課長。

○税務課長（建部昌文君） 私は、村上市の所得関係は確認しておりますけれども、県あるいは全国の国保加入者の平均の所得等については把握をしてございません。

○議長（三田敏秋君） 竹内喜代嗣君。

○14番（竹内喜代嗣君） この国保納付金等の仮算定結果についてという、この会議の中では80万円程度というふうに県の平均報告されていたかと思います。ちなみに、この3ページ目、税務課長さんがつくってくださった資料の中に、子どもの数とそれから国保税の年額というふうに書いてあります。所得200万円の世帯ということで、負担割合ということで載っていますが、課長この表の見方について、ちょっと皆さんいきなりこれ渡されてもわけわからないわけですが、ちょっとご説明お願いできますでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 税務課長。

○税務課長（建部昌文君） 子どもの数別年税額及び負担割合ということで、夫婦40歳以上、所得200万円の世帯ですが、夫婦40歳以上になりますと、医療費分、それから後期高齢者医療の支援分のほかに介護保険料、介護の保険料分も含まれますので、額がちょっと40歳未満よりも高くなる年齢でございます。それで、これが子どもの数なしということになりますと、夫婦2人ということで、この場合は国保年税額が31万3,800円というふうになります。子どもの数1人になりますと、今度3人

世帯になりますので、均等割分1人ふえるということになります、年税額は上がってまいります。以下2人から4人までふえると均等割がふえることになりますので、国保税の年税額が上がる傾向にありますが、所得とそれから世帯の数によっては5割軽減あるいは2割軽減というのもありますので、それも加味してございます。

○議長（三田敏秋君） 竹内喜代嗣君。

○14番（竹内喜代嗣君） これだけ見ても、皆さん村上市の状況というのはよくわからないかと思えますので、厚生労働省に年次報告で村上市も被保険者の数ということで、世帯数やあるいは未就学児とか、前期高齢者とか、年度平均ということで数を報告するようになっているのですが、一番最近、恐らく一番はっきりして厚生労働省のホームページ見に行くと出てくるのですけれども、平成25年あるいは平成26年度の子ども、未就学児というのは何人ぐらい、佐渡だと400人ぐらいだといっってびっくりしたのですけれども、村上市はどんな状況でしょうか。

○議長（三田敏秋君） 保健医療課長。

○保健医療課長（信田和子君） 国民健康保険の年報という報告数値がありますが、一番最近のもので平成28年度の年報数字でお示しさせていただきたいと思うのですが、年度平均で未就学児については282人ということで当市がなっております。

○議長（三田敏秋君） 竹内喜代嗣君。

○14番（竹内喜代嗣君） ありがとうございます。

最初の市長にお伺いをした答弁の中で、公費の助成、国保に対する助成を拡充をしてほしいというようなこととか、子ども医療費助成に対するペナルティーをなくすことを自分も要望したいというふうにお答えあったわけでありましたが、市長会としても、全国市長会としても、あるいは県の市長会しても要望を出されているかと思えます。子どもの数が200人もいるのに、国保加入者の現状というのはこのように低所得でありますので、当然先ほど申し上げましたように、単純に県平均なんてことになったら、もう大幅な値上げになってしまって大変なわけですが、重ねてお伺いするようで恐縮なのですが、市長のお考えお聞かせください。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 全国市長会におきましても、それぞれ国民健康保険制度に関する提言というものを出させていただいているところであります。とりわけその提言の中で、特に1点としましては、新たな制度の施行に際しては、被保険者の保険料税負担が急激にふえることのないような必要措置を講じることということで、激変緩和についても明確に申し上げて提言をさせていただいております。また、加えてその国保財政の基盤の安定化を図るため、これにつきましては国の責任と負担において実効ある措置を必ず講ずることということ、これを大前提としまして、特に低所得者層に対する負担軽減策を拡充強化するとともに、低所得者を多く抱える保険者、低所得者が多く存在する自治体についてはしっかりと支援を強化をせよというふうなことを特に重点的な提言として申

し上げているわけでありまして、これにつきましては国の行政府、内閣総理大臣以下、各関係省庁、また政権与党であります自民党総裁並びに連立政権であります公明党の代表、それぞれに提言を全国市長会の理事、会長以下担当理事がしっかりと提言を行っているというところであります。

○議長（三田敏秋君） 竹内喜代嗣君。

○14番（竹内喜代嗣君） ありがとうございます。力強いお言葉でありました。

そこで、議員の皆様には訴えるわけですから、これは返事もいただけないわけではあります、一言だけ申し述べさせていただきます。名古屋市議会では、昨年12月に今市長が提案されたような内容とほぼ変わらない内容で、全会一致で政党政派を越えて決議をして、同様に内閣総理大臣以下要望を決議したというふうに言われています。ぜひとも本市議会にもそういう方向で進んでいただければありがたいなと思います。

米改革についての問題で、空中戦ばかりやってもしょうがないので、具体的な問題でどうなのかなということでお伺いをしたいと思います。全く具体的な問題でお伺いを申し上げます。これは、農業再生協議会のフル活用ビジョン、この内容のことでお伺いをしたいと思います。最初に、今現に私の知っておられるグループ集団あるいは個人の方でコシヒカリをたくさん作付されている方がいらっしゃるのですが、カラーパンフレットで多収穫が期待できる主な品種ということで、ゆきん子舞とか北陸251号とか上がっているのですが、この品種について切りかえると、コシヒカリから切りかえると種もみについて業務用向け品種作付転換推進ということで、新たな米政策対応緊急支援事業ということで、農業再生協議会、これ新潟県であります、なのですが、このことについては当村上市も当然該当するかどうかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 農林水産課長。

○農林水産課長（山田義則君） 議員ご指摘の制度につきましては、県の補正で行われたものと聞いております。それで、事業主体が集荷団体という連合会みたいのがありまして、そこに申し込むというような状況でございます。本市では、誰がどの程度申し込んだかというのは、実態としてこちらのほうには数値等のお知らせはまだございません。

○議長（三田敏秋君） 竹内喜代嗣君。

○14番（竹内喜代嗣君） 具体的な問題で、これは今の施策に沿っての話ですが、ちょっと後ろ向きで申しわけないのですけれども、赤字で大分年もとったし、今後自分ができなくなれば、あるいは自分たち夫婦で頑張っているのだけれども、どちらかが体、調子崩せばもうやめなくてはならないと。だけれども、まだ農機具の借金が残っているしなんていう人が悩んでいる人もいらっしゃるわけなのです。こういった人が、もうではペナルティーはなくなるわけだし、実質ペナルティーはないのですけれども、補助金さえいただけないわけですけれども、自分の思う品種をコシヒカリだったらコシヒカリ、需要者とお米屋さんあるいは個人とか、そういう方と契約をして販売をしたいと。だけれども、集落に迷惑をかけたり、地域に迷惑かけたりするのかなという素朴なことを聞かれま

して、なかなかうまく説明できなかつたのですが、どちらになるのか、課長か局長かお願いします。

○議長（三田敏秋君） 農林水産課長。

○農林水産課長（山田義則君） 再生協におきまして、岩船米の生産、需要拡大というのは目指しております。個々でどれだけ販売できるのか、それは個々の技量にもよると思いますけれども、そういったことで自主的にそういうふうに売れる部分について売っていくということに対しては、特に迷惑かかるかそういったことではございませんので、取り組んでいただきたいと思います。ただコシヒカリに重点を置きますと、作り過ぎということで価格等のことが心配されますので、その辺は十分気をつけて私どもも進めていきたいと考えております。

○議長（三田敏秋君） 竹内喜代嗣君。

○14番（竹内喜代嗣君） 先ほど業務用の多収穫品種ということで、補助制度も県で用意したということなのですけれども、このような品種をつくって、主食用の米ばかり、業務用の主食用ですから、こういうことであってもいわば地域に、例えば村上地区とか、神林地区とか、山北地区とか、荒川地区というふうに地区で生産、農業再生協議会をつくってやっているのですが、集落に迷惑かけたという事はないということで、ではよろしいのでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 農林水産課長。

○農林水産課長（山田義則君） 個々の経営者の判断で生産を進めていくことになりますので、そういった集落に迷惑かかるか、そういうことは今はございません。

○議長（三田敏秋君） 竹内喜代嗣君。

○14番（竹内喜代嗣君） それと、あと具体的なことばかりで申しわけないのですが、恐らく農業委員会の局長さんとか課長よくご存じだと思うのですが、今代表農家の方でもこの際作付を減らそうとか、実際経営面積減らしたり、あるいはいきなりやめちゃうとかということが知り合いで起きているのです。そういったときに、私の集落なんかそういう頑張る若い人が出て本当にうれしいのですけれども、こういう方たちが農地中間管理機構を通せば農業機械を購入するに近代化資金とか、そういう制度が使えるのかどうかということなのですが、聞き方悪いかな。では、わかったらお願いします。

○議長（三田敏秋君） 農林水産課長。

○農林水産課長（山田義則君） 農地中間管理機構を通すというのは、集積とかあと利用給付金とかそういった部分が直接部分になりますし、あとさまざまな部分におきまして、そういう農地中間管理機構への集約というのが今現在は一応条件になっていたりいたします。ですので、そういう方がいらっしゃったらまず私ども農林水産課のほうにご相談いただきたいと思いますし、また今後もそういったことで周知していきたいと考えております。

○議長（三田敏秋君） 竹内喜代嗣君。

○14番（竹内喜代嗣君） 具体的な問題ばかりで申しわけないのですが、あと私のお客様で東京でお

にぎり屋さんを3店舗ぐらい経営なさっていて、米屋さんなのですけども、業務用の米も欲しいなということで契約もしたりはしているのですが、これは商工観光課長にお伺いしたいのですが、6次産業化で販売会社を立ち上げて、その社長にも投資はしていただいて、一緒に会社つくって、会社たって販売ばかりの会社ですから、そういうのは6次産業化の対象にはならないのでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 農林水産課長。

○農林水産課長（山田義則君） 6次産業化におきましては、農業の成長産業化と言われている政府の推進している部分でございます。その部分につきましては、当市で産業支援プログラムございますので、それらを活用しながら個々の相談に乗っていきたいと考えております。

○議長（三田敏秋君） 竹内喜代嗣君。

○14番（竹内喜代嗣君） 私もよく勉強しないではあるのですが、これは商工観光課長にお伺いしたいのですが、今、国会で補正予算で出される〔質問終了時間10分前の予告ブザーあり〕決まるであろうことではあるのですが、要するにそういうまちなかで商売を続けたい人が例えばおにぎり屋さんを岩船地方の農産物や商品売るような店舗ということで展開する場合に、例えばホームページをつくるか、実際にショーケースを店内をちょっといじるとか、そういったものにかなりハードルはそんなに低くはないかとは思いますが、こっちとしてみれば生産者としてみれば非常にいいのではないかなと思ってちょっと話はしてみるが、いや、息子は商社に勤めているのだと言っているので、はてなマークではあるのですが、いかがでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 商工観光課長。

○商工観光課長（竹内和広君） 本市の産業支援プログラムにおきましては、ハードルの部分はちょっとご相談いただく部分はございますが、販路拡大関係の部分の支援は準備しておりますので、ご相談していただきたいと思いますが、いずれにせよ村上市での設立ということになりますので、その辺だけご注意願いたいと思います。

○議長（三田敏秋君） 竹内喜代嗣君。

○14番（竹内喜代嗣君） 失礼しました。

それで、最後の市道の補修等についての件でお伺いをしたいのですが、いつまでたっても砂利道で市道化されない、何でかなということで、ご本人にもお聞きしたら、いや、これは私有地で、あと幅員が4メートルもないのでできないと。それで、拡幅するのに私としてはその奥まったところに、80メートルも奥の人で入り口にも民家があったりする、私のすぐ近くの方なのですが、近くというか、岩船地区の方なのですけども、そういう相談もありましたし、そういったところいっぱいあるというか、その場合悩んでずっとたなざらしになっているのですけれども、先ほどの同僚議員、平山議員の質問ではないですけども、何代も相続が続いて、畑自分金出してもいいのだと。金出して買って、市に寄附して市道にしたいのだというのだけれども、わからないと、現在の所有者なりは。登記所に行けば、法務局に行けば閲覧はできるわけですけども、何代も前の人の名前

になっているとどうしようもないのです。困っている、困り果てているというのがあるのですが、先ほどの話の議論とも重なるのですが、では何代も前の人の名前というのは、法務局に登記、現在の人になっている人もあるでしょうから、市の担当課に相談に行って、相談乗ってもらえるものなのかどうか、そういうふうな方向で検討はできないかということで、建設課長だかな。

○議長（三田敏秋君） 建設課長。

○建設課長（中村則彦君） 私有地のことでございますよね。

○議長（三田敏秋君） 竹内喜代嗣君。

○14番（竹内喜代嗣君） 現況の道路は、本当は赤道みたいな、あれは1.2でしたかね、それが踏み固められて、新飯田のお墓のところの道路もそんななのですけれども、4メートルないわけです。ですから、奥まって住んでいる方はぜひ市道にして、安全で便利なと思っていच्छるのですけれども、到底不可能で、お墓の道路は別として、とにかく私のところに相談に来られた方は、その道路が結局畑部分がどこに相談に行けばいいのだということで、途方に暮れていच्छるのですけれども、金出して自分が畑を買ってもいいと思っていच्छるというのですが。

○議長（三田敏秋君） 建設課長。

○建設課長（中村則彦君）〔質問終了時間5分前の予告ブザーあり〕私有地の場合の補助したいというふうなときは、市のほうで私道の舗装のほうの助成の要綱がございます。そのほかに、それを拡幅して4メートルの道路にして、拡幅して市道にしたいという場合もその要綱がございます。市の建設課のほうにおいでいただければ、私道の場合と市道の場合の両面でご相談をお受けできるかと思えます。ご紹介していただければと思えます。

○議長（三田敏秋君） 竹内喜代嗣君。

○14番（竹内喜代嗣君） きょうは、大変前向きな答弁ばかりいただきまして、ありがとうございます。

質問を終わります。（拍手）

○議長（三田敏秋君） これで竹内喜代嗣君の一般質問を終わります。

午後3時5分まで休憩といたします。

午後 2時51分 休 憩

---

午後 3時06分 開 議

○議長（三田敏秋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

○議長（三田敏秋君） 次に、17番、木村貞雄君の一般質問を許します。

17番、木村貞雄君。（拍手）

〔17番 木村貞雄君登壇〕

○17番（木村貞雄君） きょうの最後の質問になりました。新政村上の木村貞雄です。私の質問は、2項目であります。

1項目め、今後の介護保険制度について。 、6期の介護保険事業計画の中で、地域密着型介護施設等が計画どおりにできなかった部分があります。現在介護施設への入所の順番待ちで困っている方がいると思います。介護施設の入所受け入れ体制は整っているのか、お聞かせください。

、近年本市においては、介護療養型医療施設の利用件数が増加傾向となっておりますが、今後の体制や考え方をお聞かせください。

、今後の第7期介護保険事業計画の重点的施策等についてお聞かせください。

、認知症対策で「街中お年寄り愛所」などによる見守り体制の状況と今後の整備をお聞かせください。

、認知症対策の観点から、成年後見制度の充実について、現在の状況と今後の計画についてお聞かせください。

、養護老人ホームやまゆり荘について、築後32年を経過しておりますが、今後の方向性はどのように考えているのか、お聞かせください。

2項目め、家庭教育への支援について。 、家庭は教育の原点であり、人のさまざまな基礎的能力は、あらゆる環境の中で愛情によるきずなで結ばれた家族との触れ合いを通じて、家庭で育まれるものと思います。家庭教育の重要性を認識していただくとともに、行政に支援をお願いし、学校関係者・行政・保護者・関係機関が一丸となって子育て、家庭教育支援活動を展開するように取り組んでいただきたいと思います。少子化が進行し、家族全員で子どもを健やかに育む力と言える「家庭力」が低下している現状の中で、現在進められている「早寝早起き朝ごはん」の取り組みなどのように、今後家庭教育に関する施策が必要になると思いますが、いかがでしょうか。また、将来的にはその取り組みを推進するための条例を制定するお考えはないか、伺います。

、子育てに関心を持つことが親育ちの出発点であると考えます。本市においても親の学び等の場が必要かと思いますが、いかがでしょうか。

以上でございます。一旦降壇して、再質問に入らせていただきます。

○議長（三田敏秋君） 市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） それでは、木村議員の2項目のご質問につきまして、順次お答えをいたします。

最初に1項目め、今後の介護保険制度についての1点目、介護施設の入所受け入れ体制は整っているのかとのお尋ねについてでございますが、第6期介護保険事業計画では、地域密着型介護老人福祉施設、いわゆる地域密着型特別養護老人ホームを2事業所公募したものの、応募が1事業所のみであったこともあり、依然として多くの待機者がいることから、現在策定しております第7期の

計画において介護施設の整備を検討してまいりたいと考えております。

次に2点目、介護療養型医療施設の今後の体制や考え方はどのようになっているのかとのお尋ねについてでございますが、今後国では新たな介護保険施設として介護医療院を創設するとともに、介護療養型医療施設につきましては、平成35年度までに介護医療院、老人保健施設または医療療養型施設に転換することとしております。今後の体制につきましては、各医療機関で経営計画等を踏まえ転換されることとなります。

次に3点目、第7期介護保険事業計画の重点的施策とは何かとのお尋ねについてでございますが、本計画は高齢者保健福祉計画も兼ねていることから、高齢化が進行する中で住みなれた地域において毎日の生活を安心して送ることができるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援を一体的に取り組む「地域包括ケアシステム」の構築を重点課題とし、施設の整備を進めるほか、健康寿命を延ばす保健対策や高齢者の社会参加や自立促進、生活支援サービス等の充実を図ってまいりたいと考えております。

次に4点目、認知症対策として「街中お年寄り愛所」などによる見守り体制の状況と今後の整備はとのお尋ねについてでございますが、「街中お年寄り愛所」は本年11月現在、77事業所にご登録をいただいております。休憩スペースを提供し、立ち寄った高齢者等に対する傾聴支援や相談支援を行い、高齢者の様子に気になる点等が生じた場合は、市や関係機関に情報提供していただくことをお願いいたしております。「街中お年寄り愛所」は、第2次総合計画において平成33年度までには登録件数を100件にすることを目標といたしており、今後の対応につきましては新たに開設した介護事業所や未登録の商店等に協力を依頼し、取り組みの趣旨や目的をご理解いただきながら、登録件数の増加に向けて取り組んでいくことといたしております。

次に5点目、認知症の観点から成年後見制度の充実について、現在の状況と今後の計画はとのお尋ねについてでございますが、高齢化の進行により認知症の高齢者も増加し、成年後見制度を利用する必要のある人は年々増加していることから、法人後見の受け手が不足してきております。平成30年度からは、社会福祉協議会が法人後見業務を開始するために、本年度は県の市民後見推進事業費補助金を活用し、法人後見業務の開始に向けた準備を進めてまいります。さらに、今後は地域住民向けのセミナーや市民後見人の養成講座等の取り組みを進め、市民後見人の育成も図ってまいりたいと考えております。

次に6点目、養護老人ホームやまゆり荘について、今後の方向性はどのように考えているかとお尋ねについてでございますが、養護老人ホームやまゆり荘は、昭和60年6月に開設し築32年が経過しており、施設の各所で老朽化が進んでおります。現在当該施設の管理運営につきましては、指定管理者制度により社会福祉法人阿賀北福祉会が行っており、施設の修繕等につきましては、双方で現状を把握し、協議しながら計画的に進めております。今後も施設状況に応じ、修繕等を実施しながら、施設の維持管理に努めてまいります。また、当該施設は当圏域で唯一の施設であり、居宅

での生活が困難な高齢者の養護や自立した日常生活等の支援において重要な施設であるため、施設の現状を踏まえた中長期的な管理運営方針を検討する必要があると考えております。

次に2項目、家庭教育への支援についての1点目、「家庭力」が低下している現状の中、家庭教育に関する施策が必要ではないか、また将来的にその取り組みを推進するための条例の制定をする考えはないかにつきましては、教育長に答弁をいたさせます。

次に2点目、子育てに関心を持つことが親育ちの出発点であり、親の学び等の場が必要ではないかとお尋ねについてでございますが、市では親の学びの場といたしまして、各地区の子育て支援センターにおいてミニ講演会を実施いたしております。規則正しい生活リズムが脳に与える影響や乳幼児期からの食事のマナー、食材選びの大切さ、運動能力の向上や正しい歩行を身につけさせるための靴選びなど、各方面の有識者等を講師にお招きし、各講座とも参加した保護者からは、日ごろからの子育てに対する不安の解消や知識を身につける場として好評を得ております。幼児期から生活のために必要となる基本的な習慣を身につけさせることは、健やかな成長には欠かせないものであることから、親の学びの場は必要であると考えており、今後も子育て支援センター事業の中で保護者の不安解消や知識を得る場として事業内容の充実に取り組んでまいります。

なお、教育委員会における取り組みにつきましては、教育長に答弁をいたさせます。

私からは以上であります。

○議長（三田敏秋君） 教育長。

○教育長（遠藤友春君） それでは、木村議員の2項目め、家庭教育への支援についての1点目、家庭力が低下している現状の中で、家庭教育に関する施策が必要ではないか、また将来的にその取り組みを推進するための条例を制定する考えはないかとお尋ねについてでございますが、子どもたちが健やかに育つ環境の基礎は温かな家庭にあると考えており、議員ご指摘のとおり家庭力を高めることは大変重要であるとの認識から、本市におきましても家庭教育への支援について力を入れているところであります。教育委員会では、家庭教育の推進を目的として、小学校就学時健診の際に各学校で行われる家庭教育講座を行っており、多くの保護者の皆様から好評を得ているほか、学校現場から子どもとのかかわり方を具体的に教えてもらえるよい事業であるなど、その効果があらわれるようになってきております。このように、子どもの生育に親たちも学ぶ家庭教育も含め、子どもも大人もともに高め合うことを教育の理念とした「郷育のまち・村上」を教育基本計画に掲げ、計画の着実な推進に努めていくこととしております。現状におきましては、条例化についての検討は行っておりませんが、市長部局と連携しながら、よりよい推進体制を構築してまいりたいと考えております。

次に2点目、子育てに関心を持つことが親育ちの出発点であり、親の学び等の場が必要ではないかとお尋ねについてでございますが、子育ては必ずしも母親のみが携わるものでないことは一致した認識であります。そのため、教育委員会では「むらかみパパスクール」や「パパC a f e」な

どの男性の育児参画を推進する講座を子育て支援サークルとの共催により開催しているほか、昨年12月には育児を楽しみ、積極的に行う男性を称したイクメンでおなじみのNPO法人ファザーリング・ジャパンの安藤哲也氏を講師に迎えた講演会を開催するなど、親の学びの場の提供に努めております。また、最近発達障がいなど特性のある子どもが増加傾向にあり、子育てにおいて不安を抱える保護者がふえてきていることから、「ペアレント・トレーニング講座」を開催し、特性を持つ子どもに対する子育ての手法を学ぶなど、さまざまなニーズに対応した親の学びの場の提供に努めるとともに、県の事業なども積極的に取り入れ、家庭教育の支援者の育成に取り組んでいるところであります。

以上でございます。

○議長（三田敏秋君） 木村貞雄君。

○17番（木村貞雄君） 答弁ありがとうございました。順次再質問させていただきます。

市長のほうから介護施設の体制の具体的な話聞けなかったのですけれども、担当課長から順番待ちの関係で、前年度とは比較するとどんなくあいですか。

○議長（三田敏秋君） 介護高齢課長。

○介護高齢課長（小田正浩君） 前年なののですけれども、前年は待機者に関しましては378人市内でございましたけれども、5月現在で383人だったのですが、村上岩船福祉会のほうで5月以降、更新の方について再調査行いまして、現在345人になっております。

○議長（三田敏秋君） 木村貞雄君。

○17番（木村貞雄君） 前年度と今年度、前年度から1つの施設ができなかったのですけれども、それは山北地区なのですが、そういった関係で山北のほうでは地域の方からそういった施設の不足だとか、そういった苦情みたいな話はなかったのですか。

○議長（三田敏秋君） 介護高齢課長。

○介護高齢課長（小田正浩君） 山北地区で当初やったのですけれども、山北地区でなくて村上市全体でもやったのですが、募集がございませでした。山北地区なののですけれども、ゆり花園に関しましては約50人の待機がございまして、そういう中で実際に在宅にいる方は3人ぐらいだったので、特に苦情というのはございませ。ほかの施設に入っていたりする方が多かったということでございます。

○議長（三田敏秋君） 木村貞雄君。

○17番（木村貞雄君） 介護事業については、前々から市長のほうからも話あったのですけれども、国のほうでは2025年がピークであろうと言われてきたのですが、地方のほう、本市も含めて2020年がピークだろうということなのですが、そういった関係も踏まえて市長にお伺いしますけれども、今回何かと見直しの国のほうからもあるし、そういった関係で市長のほうからお聞きしたいと思います。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 現在特別養護老人ホームの待機は、実数値で345という形なのでありますが、今介護高齢課長からお話し申し上げましたとおり、50人の待機者がいるのだけれども、実態としては現実ベースで3人が今必要に迫られているという状況、これはよく検証する必要があるなということ常々私は思っております、先ほどの答弁でも申し上げた部分が少しあるのでありますが、介護医療院というような形でやはり多くの介護であったり医療であったりそういうもの、高齢になったときにどういうふうな形の生活様態が一番ベストなのかということと、施設そのもののあり方も変化しています。ですから、そのことがこの地域に一番マッチングできるような仕組みでその計画にも反映をさせ、具体的な施設につなげていくということがまさに重要だなというふうに思っています。ですから、そのところを捉えて、しっかりと第7期の介護保険計画の中に入れ込みたいというふうに思っております。議員ご指摘のとおり、2025年問題の手前でもう既に地方はピークに達しているという、これは現実なのだろうというふうに思っております。それをハードとして整備をしていって、その後どういうふうな形で維持継続していくのか、これは2040年ぐらいまではまだまだずっと必要な施設という捉え方私もしておりますので、そういったところを踏まえてしっかりとこれからの計画の中で具体的に提示をしていきたいというふうに思っております。

○議長（三田敏秋君） 木村貞雄君。

○17番（木村貞雄君） 8月の全員協議会で市長のほうからこれからの瀬波病院の見直しについて、そのときは具体的な話は聞かれなかったのですけれども、私もその瀬波病院の現状は本当に地域にとってありがたい、高齢者にとっては物すごく助かる病院で、例えば自立できる方が1つの何か病気で入院した場合に、ある程度の期間入院していますと歩行が困難になるような状況になるのが普通なのですけれども、その後瀬波病院である期間面倒見てくれるというようなことで本当にありがたい病院でしたのですけれども、今後どんなふうになるのか、見直しの関係で今ほどの答弁の話の中では、私次の質問の療養型の関係あるのですけれども、どんなふうになるのですか。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 以前こういうふうな形で現在考えているというようなことでお示しをしたわけでありまして、先ほどの答弁の中でも触れましたとおり、やはり介護であったり、医療であったり、これを必要とする方々の様態がやはり変化する、それに現実問題対応していくためにどういうふうな施設がいいのかということでありまして、現在瀬波病院につきましては稼働率がほぼ100%に近い状態でありまして、非常に皆さんから頼りにされている病院という形になっているわけでありまして、そういったところを踏まえて、そういった介護、療養、医療、これらが連携できるような仕組みにシフトしていくというのがまずひとつ必要だなというふうに思っております。なぜそれを申し上げますかと申しますと、例えば今回、先ほど山北のエリアの特別養護老人ホームの公募したのだけれども、事業者がそこに参入できなかったという一つの要因としては、やは

り徳洲会病院が非常に効率よく経営をされている。その中で、私もこの前お邪魔しましたときに、実は窓口の待ち時間の番号が140番とか150番の番号をお持ちの方がいらっしゃるのです。それだけニーズがある。でもその方々たちって元気なのです。元気に普通に車も乗られているというような方もいらっしゃいました。ですから、一人一人の市民の皆さんの医療に対する、介護に対するニーズというのがさまざまなレベルがありますので、そこをしっかりと見きわめた上で施設整備を行っていくということが重要だなというふうに思っております。

○議長（三田敏秋君） 木村貞雄君。

○17番（木村貞雄君） 地域密着型の今年度の計画どおり、神林地区に建設中ですがけれども、その関係で今回から、今までは個室ばかりだったのですけれども、個室1個でほかの7室4人部屋になるそうですけれども、そういった関係だと利用料金は、今入っている人たち、同じ人が例えばそこに新たに4人部屋に入る場合、どれぐらいの利用料金の差が生じてくるのですか。

○議長（三田敏秋君） 介護高齢課長。

○介護高齢課長（小田正浩君） 申しわけありませんが、今その資料持っていませんので、申しわけありません。後でお知らせしたいと思いますが。

○議長（三田敏秋君） 木村貞雄君。

○17番（木村貞雄君） それでは、今の介護高齢課ではこういう実態調査、いろいろなこれは恐らく今後の3年ごとに見直しされるわけですがけれども、そういった計画の基礎になる資料だと思うのですけれども、それらを見ると介護療養型が利用しているわけですので、これからも医療技術が進んでいくとどうしても平均寿命が延びて、そしてどうしても高齢になると施設というか病院のほうにお世話にならねばならない状況になると思いますけれども、そういった関係で村上市も今回厚生連の村上総合病院が西に移転する関係で、あちこちの病院見ますと、やはり近くに介護的な施設があるのです、近くに。本市の場合は記念病院が近くにあるのですけれども、そういった関係はどんなふうな連携になるのですか。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 議員、距離感的な部分で近くというお話でありますけれども、今後それぞれ医療技術の進展、またそれぞれの皆様方の体力を増進することによって、健康寿命も延びます。平均寿命も延びます。そういった中で、その方々たちが生き生きと豊かに暮らせる環境づくりが必要だというふうにまず前提として思っています。そんな中で必要な医療であったり、介護であったり、療養であったり、こういうものを提供する仕組みが必要だということになると思います。その急性期の医療のやはりとりでとなりますのは、今回移転新築をいたします村上総合病院、これであることは紛れもない事実であります。そんな中で、急性期はそこで命を救うという形にしますし、その後やはり生活を支えるということを考えてときに、幾つかのそういう介護関連、医療と介護を含めたような部分の選択肢があるということ、これが必要だと思います。

それともう一点、これからこれは大きな課題になりますけれども、いずれにしましてもこの1,174平方キロという広い地域の中に270を超える集落を有する村上市においては、それぞれのところからきちんとそういう医療機関であったり、施設にアプローチをすることができる仕組みが必要でありますから、当然ながらその中では公共交通、これを連携させることが必要であります。ですから、距離感的に2次医療機関である急性期の病院の脇に療養型がある必要は、私はそれほどそれがどうしてもなければだめだという意識であるという感じはしていません。ですから、そこにアプローチできる、利用できる、そういう環境をしっかりと作り上げていくということが大切だというふうに思っておりますので、できれば病院が移転します、またその中でまちも作り上げていかなければならないわけですから、そういう視点も踏まえて進めていきたいというふうに考えております。

○議長（三田敏秋君） 木村貞雄君。

○17番（木村貞雄君） こういった実態調査を見ると、今後市民が希望するというか、そういった実態調査の中で、今後はやっぱり認知に関するのが心配であるというような状況になっているので、そういう認知の関係で、例えばそういった施設が増築されるような関係になりますと、むしろそういう認知になるよりも、なる前の予防という観点から、今行われている神林地区で生きがい活動支援サービス通所事業でいこいの家なのですけれども、ああいった事前に自立できるときに予防できるような施設をむしろ進めてほしいのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 今回認知に特化したピンポイントのご質問になっているわけでありましてけれども、それだけでなくいるんなケースがあると思います。私も認知症の皆さん方のお話でご苦労されている方のお話聞くと、例えば施設でサポートしてもらいたいという方もいらっしゃれば、例えばグループホーム的な形で、そこにいることによって、それぞれ社会との乖離をさせないことによって、それがおくれていって、要するに進行がおくれていって、生活していられて楽だという方もいらっしゃいます。ですから、ケース・バイ・ケースなので、いろんなことをメニューとして提供していくということが必要だと思います。ただ、それにはやはり体力も必要でありますから、それとの兼ね合いということになります。

先日認知症のご講演をいただいたときに、認知症は高齢者に発症する、必ず発症する病気だというふうなことで、講師の先生からお話がありました。非常に衝撃的な思いで聞いたわけでありましてけれども、ならばそれを社会でしっかり受けとめて、社会でしっかりとその方々と共存できる環境が大切になりますよねということを最後にまとめられていました。まさにそうだなと。これは、地域のコミュニティでしっかりと支えていく仕組みもそうですし、例えば病気の部分、医療で対応しなければならぬ部分は医療で対応しなければならぬ、地域の力、または専門的な知見を活用して対応するところはそうしていく、さまざまメニューが必要だろうというふうに思っておりますの

で、そんなところを踏まえてトータルでこれからの、この地域における介護保険計画の中に盛り込めればいいなというふうに思っております。

○議長（三田敏秋君） 木村貞雄君。

○17番（木村貞雄君） 課長お伺いしますけれども、平成28年から見ると地域密着型の小規模多機能居宅介護が利用がふえているのですけれども、これはこの中に短期入所も含まれているということで、ショートステイに行っている方もあると思いますけれども、こういう実態調査の中にはそういうのが出てこないのですけれども、例えば希望者が施設が満杯というかあいていないで、もっと利用したいのだけれども、それなりにしか利用できないというようなことで実態調査にあらわれてくるのか、そういった調査は出ていないのですけれども、その辺はどんな考え方ですか。

○議長（三田敏秋君） 介護高齢課長。

○介護高齢課長（小田正浩君） 実態調査につきましては、国からの調査項目でやっておりますので、そこに出ていなかったかもしれませんが、今議員が言われました小規模多機能の関係なのですけれども、小規模多機能につきましては、平成20年から当市の場合は同じ人数でございます、経費につきましては若干たまたま平成27年度は下がったのでありまして、平成26年見るとまた高くなっておりますので、こういう波の中で平成27年から平成28年は上がったのだと思っております。

○議長（三田敏秋君） 木村貞雄君。

○17番（木村貞雄君） それでは、次の項目移らせていただきます。

家庭教育の支援についてですけれども、教育長には前の教育長のときから私もこの問題は、今回は家庭教育なのだけれども、前は子育てと学校教育というような話で、小さいときから福祉課だけでは任せておけなくて、学校教育課で要するに社会人として、今家庭教育のその基本になるわけですけれども、そういったことを進めてくださいというようなことでうんと私も言ってきたのですけれども、これは私の任期中の一番の目標なのですけれども、よろしくお願ひしたいと思います。今名前は変わっているのですけれども、この問題について今の国会の安倍政権はさきの国会で家庭教育支援法案を上程する考えがあったようですけれども、今回森友学園とかの複雑な問題で審議ができなかったようなこと聞かれていますけれども、市長にお伺いしますけれども、いずれ国のほうでもし進めるとしたならば、その国の状況の流れに乗って進めるという考えですか。どうですか。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 国の流れ乗って進めるつもりかというご質問でございますけれども、特段そういう思いでなくて、むしろ私は今日までも、例えば今保育……

〔「市長、簡潔にお願いします。時間が迫って」と呼ぶ者あり〕

○市長（高橋邦芳君） 済みません。保育事業は福祉担当でありますし、幼稚園は教育委員会というような状況があるわけありますので、従来からそういう区別はないでしょうと、保育園既にもう教育機関になっていきますというスタンスで来ているので、そのベースになるのが家庭でありま

す。家庭からしっかりと成人するまで人生をつないでいくこと、これが重要だと思っておりますので、私は今ある中でしっかりとそれを進めながら、国がそういう形の制度設計をした場合については、それを存分に活用させていただく形で家庭教育を進めるべきだというふうに思っております。

○議長（三田敏秋君） 木村貞雄君。

○17番（木村貞雄君） 今安倍政権では、憲法改正の話進めていますけれども、ちょっと関連するので私ら会派7人で同僚議員のお世話していただいて、参議院会館で勉強会開いてもらったのです。それで、その中には憲法の話と安全保障法案の話なのですが、その憲法の話の中に私らにも質問の機会与えてくれたので、私もすぐ話したのですが、これは私常に考えているのは、今の日本国憲法が新しい憲法になったときにGHQがはまってつくったわけですが、そのときに日本の憲法は家族を、家庭を中心とした憲法とうたえなくなったのです。それで、今の憲法の全て見てもそういったことは書かれておりません、一切。なぜ私そういうことを言ったかという、今の先ほども介護の話したのですが、核家族になって家庭が分散されて家庭力が低下して、最後に残された年寄り、高齢者に負担がかかっていると、例えば地方のほうで財産持って土地を持っていて、今の国民年金でその固定資産税と自分が暮らせるのが賄い切れないのです。そういったことを私も市長室で聞いたのですが、今後の憲法にそういったことのないような憲法にしてほしいというようなこと私質問したのですが、その講師は憲法調査会の人で3名ほど来て丁寧に説明してくれたのですが、その中で答弁の中でそれを反対している、家族を中心としたことに反対している方もあるというようなこと聞いたので、すごく自由社会になったのだなということに気がしてきたのですが、市長はそれについてどんなふうに思いますか。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 家族というのは、多分物心ついて意識がわかるようになったときに、初めて接するコミュニティだというふうに思っております。それと同時に、やはり保護者からの限りないあふれんばかりの愛情をいただきながら成長していくわけでありますから、非常に重要な私は最小単位のコミュニティだというふうに思っております。

○議長（三田敏秋君） 木村貞雄君。

○17番（木村貞雄君） もう一つ関連してお話ししたいと思いますけれども、今私進めている家庭教育の問題にひとつ問題があるのですが、今世界的に同性婚の流れが活発になってきているので、この問題は国会でもいろいろな議論があって、微妙なところがあるのであれですが、なぜかという今日本国憲法の11条、14条、19条、これ11条は人権を尊重、14条が差別、19条が思想とか良心の自由ということで、そういったことから触れると余りいいかげんなことはできないのですが、今同性婚を認める国が25カ国あるのです。2年後には台湾も何か決まるような状況なのです。そのほかに、登録パートナーシップを持つ国、地域が22カ国あります。そのほかに、同性婚のほかに婚外子とあるのですが、これが日本が一番少なく2.1%なのです。スウェー

デン、フランスとかはもう50%を楽に超えているのです。それで、同性婚がなぜ心配しているかという、今、日本でも同性婚を推進しながら運動しているというか、推進している団体というのがあって、政界にもあるし、経済界にもあります。そのほかに学会、文化芸能関係とかたくさんあるのです。そういったことも家庭教育の中にどんなふうに捉えるのか、複雑になってきた時代なのです。今後そういったことも踏まえて、私教育長にも聞きたいのですけれども、これから進めようとしたならば複雑な関係になってくるのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 教育長。

○教育長（遠藤友春君） 昨年だったか、子どもの少年主張大会で中学生が同性婚ではありませんけれども、同じ同性を好きになると言えばいいか、関心になるということまで述べていた主張作文がありました。ということで、本当に今議員おっしゃられたことは世界的な関心事項でもあります。複雑な家族関係が今後出てくるものとは思われます。そういう中で、やはり教育に携わる者としても多様な立場がある、差別はできないということは十分理解しながら、それに応じて対応していかなければならないと思っております。

○議長（三田敏秋君） 木村貞雄君。

○17番（木村貞雄君） それで、皆さんのほうにもこれ参考に出したのですけれども、今地方で取り組む条例化しているところあるのですけれども、12カ所あるのです、地方〔質問終了時間10分前の予告ブザーあり〕自治体が。一番一生懸命しているのが熊本県、鹿児島県、静岡県、岐阜県、徳島県、宮崎県、群馬県、茨城県、石川加賀市、長野の千曲市、和歌山市、愛知の豊橋市でございます。熊本では、これは県議会で条例化したのですけれども、読んでみますけれども、「家庭は、基本の原点であり、全ての教育の出発点である。基本的な生活習慣、豊かな情操、他人に対する思いやりや善悪の判断などの基本的な倫理観、自立心や自制心など愛情によるきずなで結ばれた家族との触れ合いを通じて家庭で育まれるものである。私たちが住む熊本では、子どもは地域の宝としてそれぞれの家庭はもちろんのこと、子どもを取り巻く地域社会、その他県民みんなで子どもの育ちを支えてきた。しかしながら、少子化や核家族の進行、地域のつながりの希薄化など、社会が変化している中、過保護、過干渉、放任など家庭の教育力の低下が指摘されている。また、育児の不安や児童虐待などが問題となるとともに、いじめや子どもたちの自尊心の低さが課題となっている。これまでも教育における家庭の果たす役割と責任についての啓発など、家庭教育を支援するためのさまざまな取り組みが行われてきているが、今こそその取り組みをさらに進めていくことが求められている。こうした取り組みにより、各家庭が改めて家庭教育に対する責任を自覚し、その役割を認識することとともに、家庭を取り巻く学校と地域、事業者、行政、その他県民みんなで家庭教育を支えていくことが必要である」ということなのですけれども、その下に親の学びのプログラムとあるのですけれども、こうした県議会で条例化して進めているわけなのですけれども、それによって今までの私どもの学校教育課でも進めていると同じようなことをやっているのですけれども、成果が出て

きています、そういうような中で非常に私も前々からこの問題は、まず大滝市長のときから私何の  
会合だったっけ、総務文教の常任委員長していたときに、各学校長だの集まる会あったですよ、  
教育長。そのときに私今村上市では子どもが生まれる、おなかが大きくなると、物すごくきめ細か  
に保健師さんが回って、それはもう福祉課で徹底していると。その後のやはり子育てとか、そうい  
う教育に関していくと、その家庭家庭によって違うのですけれども、やはり家庭の状況によっては  
そういう子育ての知らないうちに子どもが生まれるような母親も出てくる可能性もあるので、その  
子どもが生まれる前に教育したほうがいいのではないかなというような話も私出したのですけれど  
も、そういう意味合いと私今この家庭教育のこと進めているのは一致しているのですけれども、要  
するに小さいときからそういった人間形成の基本となることを教えていって、それを順々に繰り返  
していくと、すばらしい家庭ができ、またモラルの高い社会人になり、今世界も含めてですけれど  
も、特に日本の中ではいろいろな犯罪が出ておりますけれども、この犯罪も少しは減らせるだろう  
というような考え方で本当に教育というものは大切だなと実感しているのですけれども、教育長、  
その点についてはいかがですか。

○議長（三田敏秋君） 教育長。

○教育長（遠藤友春君） 本当に子どもの成長の過程で、乳幼児期たっぷりの愛情、それから〔質問  
終了時間5分前の予告ブザーあり〕幼稚園、保育園までの社会性を身につける教育、そして小学校  
に入って自立を促すための教育、それから中学生、高校生になるときの思春期の教育、そういうも  
のをそれぞれが責任を持って、学校のみならず家庭、それから福祉関係者、そういうものが本当に  
一体となって親が抱えているしつけ、子どものしつけ、成長、教育に対する悩みによるその孤立感  
とか不安感とか、そういうものを解消するために福祉でできる分野、それから学校教育でできる分  
野、生涯学習でできる学びの提供、さまざまな分野の取り組みを一体化して、本当に親の期待に応  
えるようにしていかなければならないと思っております。

○議長（三田敏秋君） 木村貞雄君。

○17番（木村貞雄君） 最後に、これは親の学びも含めてですけれども、あくまでこれは参考ですの  
でいろいろな方法があると思うのですけれども、最近若い娘さんたちでも独身主義の方もおられま  
すし、また離婚された方等もありますけれども、そうした中で総合した中で小さいときから家庭教  
育を進めて、少しでも人口減少に歯どめをかけ、地方から頑張っ国を動かすようお願いしたい  
と思っておりますが、最後に教育長どうですか。

○議長（三田敏秋君） 教育長。

○教育長（遠藤友春君） 本当に結婚する自由とか、さまざまな今考え方がありますので、特に私と  
しては学校教育の場で子どもたちに健全な成長を促すこと、それから自分の将来を考えること、地  
域、日本の社会を考えること、そして少子化の中で自分が何ができるのか、どうしていかなければ  
ならないかということ成長に合わせて子どもたちにしっかり教育していかなければならないと思

っております。

○17番（木村貞雄君） どうもありがとうございました。

それでは、私の質問を終わります。（拍手）

○議長（三田敏秋君） これで木村貞雄君の一般質問を終わります。

---

○議長（三田敏秋君） 本日はこれで散会いたします。

また、明日も午前10時から一般質問を行いますので、定刻までにご参集ください。

大変ご苦労さまでございました。

午後 3時54分 散 会